

1 長崎市一般廃棄物処理実施計画（令和 6 年度）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 本市が処理する一般廃棄物の種類

(1) 家庭系廃棄物

- (2) 本市の区域内の事業所から排出される事業系一般廃棄物（本市の処理施設で処理できるもので長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成 6 年長崎市規則第 42 号）第 7 条第 3 項各号に規定する基準によるもの。）

ただし、上記(1)及び(2)の廃棄物中、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器（以下「特定家庭用機器」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 12 項に規定する指定再資源化製品（パソコンを除く。以下「指定再資源化製品」という。）及び長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年長崎市条例第 3 号）第 19 条第 1 項各号に規定する排出禁止物を除く。（※ 品目の例示は、後述の 3-(4)-エー（イ）「本市では収集しないごみ」を参照。）

(3) 災害廃棄物

大規模な災害に伴い発生する廃棄物については、長崎市災害廃棄物処理計画に基づき適正処理を行うものとする。

2 一般廃棄物の種類、搬入区分、処理区分、処理主体

一般廃棄物の種類	搬入区分	処理区分	処理主体
燃やせるごみ	直営	焼却処理	長崎市
	委託		
	許可・一般		
燃やせないごみ	直営	埋立処理 再資源化	
	委託		
	許可・一般		
資源ごみ	直営	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)
	委託		
	許可・一般		
有害ごみ	直営・委託	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)
	許可・一般		
粗大ごみ (可燃・不燃)	委託	焼却・埋立処理 再資源化	長崎市
	許可・一般		
古紙	直営・委託	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)
	許可・一般		
プラスチック製容器包装	直営・委託	再資源化	長崎市 (収集、選別、保管、引渡し)

3 ごみ処理実施計画

(1) 長崎市分別収集計画

ごみの排出抑制及び再資源化を促進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集に関して、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を 1 期とする本市の計画を定めている。なお、前回は、令和 4 年 6 月に策定した。

ア 分別収集計画に定める事項

- (ア) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
- (イ) 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
- (ウ) 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
- (エ) 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
- (オ) 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
- (カ) 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
- (キ) その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(2) 減量及びリサイクルのための方策

ア ごみ袋の指定・有料化、ごみ分別の変更

ごみの減量、分別の徹底及び資源化の推進のため、平成 14 年 2 月からごみ袋を指定・有料化した。平成 15 年 6 月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を市内約 50% の地区で本格実施し、平成 16 年 4 月から全市で実施している。平成 21 年 4 月からは、金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を、資源ごみの分別品目に加えた。平成 28 年 7 月からは、燃やせないごみの一部（プラスチック製品、ゴム製品、革製品）を、燃やせるごみの分別品目に変更した。

今後とも、市民や事業者がごみの減量やリサイクルに取り組むための支援、分別指導を行う。

イ 教育、啓発活動の充実

学校や地域社会での啓発を目的として、説明会、学習会に積極的に出向くとともに、副読本（小学 3、4 年生対象「くらしとリサイクル」）の配布や DVD の貸出など、あらゆる機会を活用し、市民及び事業者に対して、ごみ排出量の実態、最終処分場の状況、さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

ウ リサイクル推進員を中心とした地域での活動推進

地域のごみ減量・資源化活動のリーダーとしてリサイクル推進員（廃棄物減量等推進員）を委嘱しており、分別の周知・徹底を図る。

なお、推進員を置く自治会については、活動支援として謝礼金を交付している。今後も推進員を置く自治会の拡大を進めるとともに、研修や施策連携の強化により、リサイクル活動の振興を図る。（令和 5 年 3 月末現在、全 967 自治会中 730 自治会に推進員 2,557 名）

エ 廃棄物減量化推進店舗等による減量の取り組み

生活の中でのごみ排出抑制を図るため、簡易包装、買い物袋持参を奨励するマイバッグ運動、トレイ等の店頭回収、再生品の販売等を行う小売店舗を廃棄物減量化推進店舗に指定し、指定店舗については店舗の紹介を行うほか市民へ協力を呼びかけている。（令和 5 年 3 月末現在、指定店 61 店舗）

オ 地域コミュニティの創造とリサイクルの推進

自治会や子供会等の地域団体によって行われる古紙（新聞・雑誌・段ボール）及び古布の集団回収に

対する補助、資源物回収用具及び保管庫の譲与を行うことにより、古紙等資源物のリサイクルを図るとともに、リサイクル活動を通じた住民相互のコミュニティづくりに寄与し、もってリサイクルや環境保全に対する住民意識を醸成する。（令和５年３月末現在、集団回収届出団体数５８６団体）

（ア） 補助金の交付

ａ 資源物回収活動奨励補助金制度

集団回収団体に対し、昭和６１年度から古紙を対象として補助を開始し、現在、１ｋｇ当たり５円を上限に補助している。また、平成１３年度から古布を対象として１ｋｇ当たり一律３円を補助している。

ｂ 資源物回収事業奨励補助金制度

古紙市況の低迷による集団回収活動の衰退に歯止めをかけるため、平成５年度から、集団回収団体から資源物を回収する業者に対する補助を開始し、平成２０年度から、古紙１ｋｇ当たり１円を補助している。また、古布についても、１ｋｇ当たり１円を補助している。

（イ） 資源物回収用具及び保管庫の譲与

集団回収を積極的に支援するため、平成３年度からリヤカー、一輪車等を、平成７年度から保管庫を貸出し及び譲与していたが、平成２０年度から貸与期間をなくし、全品目譲与することとした。また、平成２０年度から空き缶用回収ボックスを品目に追加した。

カ 食品ロスの削減

まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品を、学校、地域、職場などで回収し、フードバンク団体に提供するフードドライブ活動や、食べ切り、使い切りを進める等、食品ロス削減に取り組む。

キ 事業系廃棄物の適正処理の推進

事業系廃棄物については、産業廃棄物をはじめとする廃棄物の適正処理を推進するため、従来からの中間処理施設や最終処分場での持ち込みごみの指導・監視を継続するとともに、事業所用指定袋での排出や分別排出をさらに徹底させるための指導・周知を強化する。

また、ごみ減量を促進するため、現在特定事業用建築物に義務づけている一般廃棄物管理責任者の選任と廃棄物減量計画書の未提出事業者への督促や勧告を行うとともに、これらに基づく指導、啓発活動を強化する。

ク 資源物拠点回収及びピックアップ回収

小型家電については平成２５年７月から、古布（古着）については平成２６年８月から、モデル事業として市内公共施設等に回収ボックスを設置して拠点回収を開始し、一定量の回収を見込めたことから、小型家電は平成２９年２月から、古布（古着）は平成２９年４月から本格実施に移行している。新型コロナウイルス流行の影響により、令和２年５月から古布（古着）の回収は休止していたが、令和６年４月から再開している。令和５年３月末現在、小型家電は２９箇所において拠点回収を実施している。

また、「粗大ごみ」として排出又は「燃やせないごみ」として持ち込まれた小型家電は、これまで埋立処分を行っていたが、三京クリーンランド埋立処分場において回収する「ピックアップ回収」を行い、平成２９年２月からリサイクルを開始している。

ケ リユース事業の拡大

ものを捨てる前に人に譲るなど、もう一度使用するリユースを選択肢として意識してもらうため、粗大ごみの中からまだ使えるものを選別、インターネット掲示板「ジモティー」に出品し、リユース品として希望する市民に引き渡すリユース事業について、令和６年６月から、新たに整備した旧西工場ストックヤードを活用し、選別、保管、引渡しを効率的に行い、現行の自転車のみからリユースする品数を拡大する。

(3) リサイクルの推進と分別収集

リサイクルを推進するための収集ルート、収集品目は、容器包装リサイクル法に基づくもののほか、次のとおりである。

ア 分別収集

(ア) 容器包装

種 類	分別収集等の方法
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	週 1 回・資源ごみ混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
主として ガラス製の容器（びん）	
無色のガラス製容器包装 茶色のガラス製容器包装 その他のガラス製容器包装	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （紙パック原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	週 1 回・古紙混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
主として段ボール製の容器包装 （再商品化義務対象外）	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（ペットボトル）	週 1 回・資源ごみ混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
主としてプラスチック製の容器包装であってPET製の飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのものの以外のも	週 1 回・プラスチック製容器包装

(イ) 容器包装以外のもの

種 類	分別収集等の方法
古紙（新聞、雑誌等）（雑がみを除く）	週 1 回・古紙混合収集
古紙（雑がみ）	
金属（鍋、釜、やかん、フライパン）	週 1 回・資源ごみ混合収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
スプレー缶・カセットボンベ	週 1 回・「燃やせないごみ」の袋でその他の燃やせないごみとは分けて収集
古布（古着）	拠点回収

種 類	分別収集等の方法
小型家電	拠点回収、持ち込み（許可業者・自己搬入）
粗大ごみ	戸別収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）
有害ごみ	週 1 回（廃蛍光管、筒形乾電池、ボタン電池）

イ 分別収集直営、委託以外の方法によるもの

(ア) 容器包装

種	類	収 集 方 法
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	}	缶 集団回収、店頭回収
主として ガラス製の 容器（びん）		
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（紙パック原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		集団回収、店頭回収等
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（ペットボトル）		
主として段ボール製の容器包装		集団回収
主としてプラスチック製の容器包装であってPET製の飲料又はしょうゆを充てんするためのもの以外のもののうち白色トレイ		店頭回収

(イ) 容器包装以外のもの

種 類	収 集 方 法
古紙（新聞、雑誌、雑がみ等）	集団回収
古布（古着）	
小型家電	宅配事業者による回収

ウ 分別収集の経過

開 始 年 度	内 容
平成 5 年 度	燃やせないごみの中から空きかん・空きびんを「資源ごみ」として分別収集
平成 9 年 度	段ボール等古紙の多量排出地区での収集、持ち込み古紙の資源化
平成 10 年 度	ペットボトルを「資源ごみ」に加え分別収集
平成 13 年 度	モデル地区でプラスチック製容器包装（ペットボトル以外）の分別収集 古紙（新聞、雑誌、段ボール）の分別収集
平成 14 年 度	プラスチック製容器包装の分別収集のモデル地区の拡大

開 始 年 度	内 容
平 成 1 5 年 度	プラスチック製容器包装の分別収集を本格実施（全市の50%以上）
平 成 1 6 年 度	プラスチック製容器包装の分別収集を全市で実施
平 成 2 1 年 度	金属類のうち鍋、釜、やかん、フライパンを「資源ごみ」に加え分別収集
平 成 2 8 年 度	燃やせないごみのうち、プラスチック製品、ゴム製品、革製品を「燃やせるごみ」へ分別変更、小型家電の拠点回収及び三京でのピックアップ回収の実施
平 成 2 9 年 度	古布（古着）、水銀使用廃製品の拠点回収を実施
平 成 3 0 年 度	スプレー缶・カセットボンベを「燃やせないごみ」の袋でその他の燃やせないごみと分けて収集

エ 令和4年度のリサイクル関連収集量

区 分	回 収 量
子供会・自治会等が行う集団回収による古紙・古布(古着)・空きかん等	4, 5 4 4 t
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による古紙	3, 6 2 8 t
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による資源ごみ（空きかん・空きびん・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン）	6, 6 7 7 t
プラスチック製容器包装	4, 8 2 3 t

オ 再資源化（再商品化）の方法

資 源 物 の 収 集 方 法 等	再 資 源 化 の 等
子供会・自治会等が行う集団回収による古紙・古布(古着)・空きかん等	資源物回収業者
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による古紙の収集、保管、引渡し	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者
計画収集及び持ち込み（許可業者・自己搬入）による資源ごみ（空きかん・空きびん・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン）の収集、保管、引渡し	
プラスチック製容器包装の収集、保管、引渡し	
拠点回収による古布(古着)の収集、保管、引渡し	資源物回収業者
拠点回収及びピックアップ回収による小型家電の収集、保管、引渡し	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた者（認定事業者）

カ 関連施設の概要

（ア）資源ごみ一時保管（中継）施設

収集した資源ごみ（びん・缶・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン）及び古紙を委託業者等へ引き渡すまでの一時保管（中継）施設は、次のとおりである。

種 別	施 設 名
資 源 ご み	東工場資源ごみ一時保管施設 三京クリーンランド資源ごみ一時保管施設
古 紙	高島一般廃棄物一時保管施設

(イ) 選別等処理及び保管施設

容器包装リサイクル法に基づき選別等の処理をした後、分別基準適合物を保管する施設及び品目は、次のとおりである。

処 理 及 び 保 管 施 設 の 名 称	品 目
協業組合長崎環境再生促進センター (※1)	無色のガラス製容器包装、茶色のガラス製容器包装、その他の色のガラス製容器包装、ペットボトル、スチール製容器包装、アルミ製容器包装
株式会社滝口商店 (※2)	
東工場プラスチック製容器包装選別施設	プラスチック製容器包装
三京リサイクルプラザ	
協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構小江工場(※3)	紙製容器包装

(※1) ～ (※3)は、令和6年2月末現在。

(4) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬される廃棄物の量

本市で収集・運搬される廃棄物の令和 6 年度見込量（以下「見込量」という。）は、次のとおりである。

	収 集 ・ 運 搬 主 体	計 画 収 集 ・ 運 搬 見 込 量
燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ	直 営	25,657 t
	委 託	45,047 t
	許 可 ・ 一 般	38,169 t
	計	108,873 t
燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ	直 営	1,679 t
	委 託	3,466 t
	許 可 ・ 一 般	1,958 t
	計	7,103 t
資源ごみ	直 営	2,014 t
	委 託	3,874 t
	許 可 ・ 一 般	574 t
	計	6,462 t
有害ごみ	直 営 ・ 委 託	145 t
	許 可 ・ 一 般（三京のみ）	
古 紙	直 営	854 t
	委 託	2,642 t
	計	3,496 t
プラスチック製容器包装	直 営	1,779 t
	委 託	3,420 t
	計	5,199 t
合 計		131,278 t

イ 収集区域の範囲

(ア) 直営区域

委託地区を除く市内全域(世帯数72,176(市全体の35.09%),人口142,909人)

(イ) 委託区域

委託地区は次の業者及び地域で収集される。

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
茂 木 清 掃	10,046	19,997	<u>星取2丁目</u> 、 <u>磯道町</u> 、鹿尾町、京太郎町、 <u>三和町</u> 、土井首町、毛井首町、平瀬町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、草住町、柳田町、八郎岳町、江川町、末石町、竿浦町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、大籠町、(田上1丁目)、田上2丁目、田上3丁目、田上4丁目、(茂木町)
大 串 清 掃	7,589	15,443	戸町5丁目、小ヶ倉町1丁目、小ヶ倉町2丁目、小ヶ倉町3丁目、 <u>ダイヤント</u> 1丁目、 <u>ダイヤント</u> 2丁目、 <u>ダイヤント</u> 3丁目、 <u>ダイヤント</u> 4丁目、 <u>磯道町</u> 、古道町、 <u>三和町</u> 、 <u>早坂町</u> 、田手原町、太田尾町、飯香浦町、北浦町、 <u>田上1丁目</u> 、 <u>茂木町</u> 、宮摺町、大崎町、千々町
岩 崎 清 掃	8,582	20,062	松崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊2丁目、京泊3丁目、畝刈町、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目
式 見 清 掃	4,245	8,977	小江原1丁目、小江原3丁目、小江原4丁目、小江原5丁目、柿泊町、手熊町、上浦町、園田町、向町、牧野町、式見町、四杖町、相川町、見崎町
環 境 産 業	13,753	23,115	(八つ尾町)、 <u>新大工町</u> 、伊勢町、寺町、八幡町、麴屋町、出来大工町、(馬町)、(勝山町)、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、諏訪町、古川町、東古川町、銀屋町、万屋町、浜町、銅座町、鍛冶屋町、油屋町、高平町、愛宕1丁目、 <u>愛宕2丁目</u> 、 <u>愛宕3丁目</u> 、 <u>愛宕4丁目</u> 、弥生町、三景台町、東小島町、上小島1丁目、上小島2丁目、上小島3丁目、上小島4丁目、上小島5丁目、桜木町、 <u>船大工町</u> 、本石灰町、丸山町、寄合町、中小島1丁目、中小島2丁目、西小島1丁目、西小島2丁目、 <u>稲田町</u> 、(南が丘町)、(早坂町)

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
海野清掃産業	10, 942	18, 741	魚の町、栄町、賑町、築町、江戸町、元船町、五島町、樺島町、万才町、金屋町、興善町、桜町、恵美須町、 <u>大黒町</u> 、 <u>船大工町</u> 、館内町、 <u>稲田町</u> 、中新町、十人町、籠町、 <u>新地町</u> 、 <u>梅香崎町</u> 、相生町、 <u>東山手町</u> 、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、川上町、椎の木町、高丘1丁目、高丘2丁目、南町、 <u>南が丘町</u> 、八景町、星取1丁目、 <u>星取2丁目</u> 、出雲1丁目、出雲2丁目、出雲3丁目、上田町、(南山手町)、 <u>松が枝町</u> 、 <u>戸町2丁目</u> 、上戸町
カワイテック	8, 921	17, 455	出島町、 <u>新地町</u> 、(梅香崎町)、常盤町、大浦町、 <u>東山手町</u> 、 <u>南山手町</u> 、 <u>松が枝町</u> 、小曾根町、浪の平町、古河町、東琴平1丁目、東琴平2丁目、西琴平町、国分町、小菅町、戸町1丁目、 <u>戸町2丁目</u> 、戸町3丁目、戸町4丁目、上戸町1丁目、上戸町2丁目、上戸町3丁目、上戸町4丁目、新戸町1丁目、新戸町2丁目、新戸町3丁目、新戸町4丁目、新小が倉1丁目、新小が倉2丁目、大山町
長崎市古紙リサイクル回収機構	11, 731	20, 625	<u>馬町</u> 、炉粕町、 <u>勝山町</u> 、(大黒町)、尾上町、八千代町、御船蔵町、浜平1丁目、浜平2丁目、西坂町、中町、上町、筑後町、玉園町、八百屋町、立山1丁目、立山2丁目、立山3丁目、立山4丁目、立山5丁目、(上西山町)、 <u>西山1丁目</u> 、 <u>宝町</u> 、幸町、天神町、(銭座町)、(平和町)、 <u>坂本1丁目</u> 、坂本3丁目、 <u>上野町</u> 、 <u>辻町</u> 、小峰町、三原1丁目、三原3丁目、高尾町、本尾町、江平1丁目、江平2丁目、江平3丁目
長崎環境美化	10, 700	18, 271	(宝町)、 <u>銭座町</u> 、上銭座町、緑町、茂里町、目覚町、岩川町、川口町、浜口町、平野町、 <u>平和町</u> 、 <u>坂本1丁目</u> 、坂本2丁目、松山町、岡町、橋口町、 <u>上野町</u> 、本原町、大橋町、若葉町、中園町

委託業者名	世帯数	人 口	収 集 地 区
アイスタン	14, 621	29, 286	赤迫 1 丁目、赤迫 2 丁目、赤迫 3 丁目、滑石 1 丁目、滑石 2 丁目、滑石 3 丁目、滑石 4 丁目、滑石 5 丁目、滑石 6 丁目、大園町、大宮町、北栄町、北陽町、横尾 1 丁目、横尾 2 丁目、横尾 3 丁目、横尾 4 丁目、横尾 5 丁目、葉山 1 丁目、葉山 2 丁目、(岩屋町)
コンフォート・ミンティ	15, 177	28, 345	扇町、石神町、辻町、家野町、文教町、千歳町、住吉町、住吉台町、赤迫 1 丁目、泉町、泉 1 丁目、泉 2 丁目、泉 3 丁目、花丘町、昭和 1 丁目、昭和 2 丁目、昭和 3 丁目、女の都 1 丁目、女の都 2 丁目、女の都 3 丁目、女の都 4 丁目、大手 3 丁目、けやき台町、川平町、三川町、三ツ山町、畦別当町
ひかり運送	1, 629	3, 057	香焼町
福島清掃	616	891	伊王島町 1 丁目、伊王島町 2 丁目、高島町
野母崎振興公社	2, 584	4, 434	以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町
森田清掃	4, 833	9, 399	蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町
クリーン外海	1, 749	2, 937	永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町
三井松島リソーシス	75	99	池島町
琴海環境保全	5, 739	11, 799	琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町
委託地区計	133, 532 (64.91%)	252, 933	

※世帯数及び人口は、令和 5 年 12 月末の住民基本台帳に基づく町別人口・世帯数により算出している。

下 線 …複数の業者が担当している町であることから、世帯数、人口は按分

(カッコ)…収集区分には含まれるが、一部分のみであり、世帯数、人口はごみステーションが多い業者の収集地区に集計

ウ 収集回数、品目

本市における計画収集ごみの収集回数は、次のとおりである。

区 分	回 数
燃 や せ る ご み	週 2 回
燃 や せ な い ご み	週 1 回
資 源 ご み	週 1 回
粗 大 ご み	随 時（申し込み）
有 害 ご み	筒型乾電池等 週 1 回（排出は随時）
	廃 蛍 光 管 週 1 回
古 紙	週 1 回
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	週 1 回
動 物 の 死 体	随 時（申し込み）
小 型 家 電 ・ 古 布 （ 古 着 ）	随 時（排出は随時）

エ 収集の方法

（ア）本市計画収集ごみの収集方法及び収集品目

本市の計画収集に係るごみの収集方法及び収集品目は、次のとおりである。

区 分	収 集 方 法	収 集 品 目
燃 や せ る ご み	本市指定ごみ袋によるステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	生ごみ、紙ごみ、布くず、紙おむつ、プラスチック類、ゴム製品、革製品、木・竹ざれ・木製品等（長さ 1 m ・ 直径 4 0 cm 未満に束ねたもの）
燃 や せ な い ご み	本市指定ごみ袋によるステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	金属類（鍋・釜・やかん・フライパン以外）、ガラス・陶磁器、小型家庭電化製品等
資 源 ご み	本市指定ごみ袋によるステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	空きかん・空きびん（ガラスびん） ペットボトル 鍋・釜・やかん・フライパン
粗 大 ご み	申し込み方式（前納制）による戸別収集、持ち込み（許可業者・自己搬入）	家庭電化製品（特定家庭用機器であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を除く。）、家具類、寝具類、畳、自転車、パソコン等、ごみ袋に入らない大きさのもの（概ね、長さ 7 0 cm 以上）で 2 m 未満かつ 6 0 kg 未満のもの

区 分	収 集 方 法	収 集 品 目
有 害 ご み	専用缶設置によるステーション方式	筒型乾電池、ボタン電池（水銀電池、2次電池は不可）
	紙筒等によるステーション方式	廃蛍光管
水 銀 使 用 廃 製 品	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計等
小 型 家 電	拠点回収、持ち込み（許可業者・自己搬入）	小型家庭電化製品
古 布 （ 古 着 ）	拠点回収	古着
古 紙 （ 雑 が み を 除 く ）	紐で縛って、ステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	段ボール、新聞、雑誌等
古 紙 （ 雑 が み ）	紙袋に入れて紐で縛るか、無色透明の袋に入れて出す。または雑誌等に挟み、紐で縛って出すステーション方式、持ち込み（許可業者・自己搬入）	雑がみ
プラスチック製容器包装	本市指定のごみ袋によるステーション方式	ペットボトル以外の白色トレイを含むプラスチック製容器包装
動 物 の 死 体	申し込み又は通報（飼い主がある場合は有料）	

（イ） 本市では収集しないごみ（特定家庭用機器、指定再資源化製品（パソコンを除く。）及び長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第19条第1項各号に規定するごみ）

【品目の例示】

品 目	備 考
エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、FRP船、消火器、農薬等薬品類、感染性医療廃棄物、バッテリー、小型充電式電池、自動車、バイク、タイヤ、ポンペ、オイルヒーター、油や塗料（油や塗料が入った容器や機器等を含む）などの処理困難物	排出者が購入店、メーカー又は処理専門業者へ依頼

（ウ） その他

家庭から排出されるフロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律（フロン排出抑制法）に規定する第一種特定製品は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者によるフロン類の回収が完了したことを証明する引取証明書の写しの添付があるときでなければ回収できないため、排出者が、購入店、製造メーカー又は充填回収業登録を受けた廃棄物・リサイクル業者へ依頼することを原則とし、引取証明書の写しの添付がある場合には粗大ごみとして収集を行う。

(5) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

本市中間処理施設は、焼却施設としては西工場、東工場の2箇所、破碎施設としてはせん断式破碎機が西工場、東工場の2箇所、選別施設としては東工場プラスチック製容器包装選別施設及び三京リサイクルプラザの2箇所、マテリアルリサイクル推進施設として三京クリーンランドマットレス・ソファ解体作業場を設置している。

	施設名	所在地	形式	処理能力	完成年月	搬入時間
焼却施設	西工場	神ノ島町3丁目526番地23	全連続燃焼式	120t／日 ×2基	H28.9	月曜～土曜 8:00～17:00
	東工場	戸石町34番地2	全連続燃焼式	150t／日 ×2基	S63.3	月曜～土曜 8:00～17:00
破碎施設	せん断式 破碎機	神ノ島町3丁目526番地23 (西工場内)	せん断式 (ウイング付)	3t／h	H28.9	月曜～金曜 8:00～17:00
	せん断式 破碎機	戸石町34番地2 (東工場内)	せん断式 (ウイング付)	6t／h	S63.3	月曜～金曜 8:00～17:00
選別施設	東工場プラスチック製容器包装選別施設	戸石町34番地2 (東工場敷地内)	—	15t／日	H15.3	月曜～金曜 8:00～17:00
	三京リサイクルプラザ	三京町43番地4 (三京クリーンランド埋立処分場敷地内)	—	25t／日	H16.3	月曜～金曜 8:45～17:00
施設 マテリアルリサイクル推進	三京クリーンランドマットレス・ソファ解体作業場	三京町43番地4 (三京クリーンランド埋立処分場敷地内)	—	0.8t／日	R2.3	月曜から土曜 8:45～17:00

また、本市の資源ごみ及び古紙の中間処理（搬出、選別、保管、引渡し等）業務については、下記の業者に委託し処理している。

資源化施設（委託業者名）及び所在地	業務内容
協業組合長崎環境再生促進センター 長崎市小江町1797番地 (※1)	資源ごみとして混合収集した缶・びん・ペットボトル・金属（鍋・釜・やかん・フライパン）を選別するなどして分別基準適合物にし、保管し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者へ引渡すなど資源化を図る。
株式会社滝口商店 長崎市小江町1797番地 (※2)	資源ごみとして混合収集した缶・びん・ペットボトル・金属（鍋・釜・やかん・フライパン）を中継施設（東工場・三京クリーンランド埋立処分場）から搬出し、選別するなどして分別基準適合物にし、保管し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者へ引渡すなど資源化を図る。

資源化施設（委託業者名）及び所在地	業 務 内 容
協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構 長崎市小江町１番地１０ (※３)	収集した古紙（新聞類、雑誌類、段ボール）を所有施設で選別・梱包後、紙製容器包装を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者又は市が指定する事業者へ引渡すなど資源化を図る。

プラスチック製容器包装の中間処理（選別、圧縮、梱包等）業務については、東工場プラスチック製容器包装選別施設及び三京リサイクルプラザにおいて、「一般財団法人 クリーンながさき」に委託している。（※１）～（※３）は令和６年２月末現在。

粗大ごみであるマットレス、ソファ及び折りたたみベッドの中間処理業務（燃やせるごみと金属に選別）については、三京クリーンランド埋立処分場内において、マットレス解体は「チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会」に委託し、ソファ解体は「三京町環境整備企業組合」に委託し、折りたたみベッド解体は「チャレンジド・ショップはあと屋運営協議会」に委託している。また、回収した金属については売却することで再商品化を図る。

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

各中間処理施設への収集・運搬主体別搬入見込量は、次のとおりである。

施 設 名		搬 入 者	燃やせるごみ
西工場	西 工 場 (焼 却 施 設)	直 営	１１，９９７ｔ
		委 託	２９，７４１ｔ
		許 可 ・ 一 般	１８，１７３ｔ
		計	５９，９１１ｔ
東工場	東 工 場 (焼 却 施 設)	直 営	１３，７２９ｔ
		委 託	１５，４２７ｔ
		許 可 ・ 一 般	１９，８０６ｔ
		計	４８，９６２ｔ

ウ 残渣の量及び処分方法

（ア）各中間処理施設から発生する残渣見込量及び処分方法は、次のとおりである。

発 生 施 設	焼却残渣(湿灰)発生量	残 渣 の 処 分 方 法
西 工 場 (焼 却 施 設)	７，３９７ｔ	三京クリーンランドに搬入し埋立処分
東 工 場 (焼 却 施 設)	６，８１２ｔ	三京クリーンランドに搬入し埋立処分

(イ) 資源ごみの処理に伴い発生が予測される残渣の量と処分方法は、次のとおりである。

処 理 予 定 量	残 渣 発 生 予 測 量	残 渣 の 処 分 方 法
6, 600t	780t	三京クリーンランドに搬入し埋立処分 西工場又は東工場に搬入し焼却処理

(ウ) マットレス、ソファ及び折りたたみベッド解体に伴い発生が予測される残渣及び不燃物に混入される可燃物の量と処分方法は、次のとおりである。

処 理 予 定 量	残 渣 発 生 予 測 量	残 渣 の 処 分 方 法
10, 471個	181t	東工場に搬入し焼却処理

(6) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

本市の最終処分場は三京クリーンランド埋立処分場の1か所である。三京クリーンランド埋立処分場第1期埋立地は平成5年度に埋立を完了し、現在、第2期埋立地に埋立中である。

施 設 名	所 在 地	埋立期間※1	埋立面積 (総面積)	全体容量	残余容量※2
三京クリーンランド 埋立処分場 (第1期埋立地)	三京町43番地4	S61~H5	m ² 64,000 (398,000)	m ³ 646,990	m ³ —
三京クリーンランド 埋立処分場 (第2期埋立地)	三京町43番地4	H5~R59 (85年間程度)	m ² 151,000 (325,000)	m ³ 2,740,000	m ³ 771,900
三京クリーンランド 埋立処分場 (第3期埋立地)	三京町43番地4	R60~R79 (20年間程度)	m ² 74,000 (447,000)	m ³ 389,000	m ³ 265,000

※1 埋立期間については、今後の施設整備状況に応じて変動する。(令和6年4月時点の見込)

※2 残余容量は令和6年度末時点の見込。残余容量は全体容量から土堰堤等の構造物の容積を差し引いた上で積算。

イ 搬入される廃棄物の内訳量及び年間埋立量

埋立処分見込量は、次のとおりである。

施 設 名	最 終 処 分 容 量		覆 土 量	埋立容量	埋立方法
	不 燃 物 等	焼却残渣 (湿灰)			
三京クリーンランド埋立処分場 (第2期埋立地)	6,246m ³	9,004m ³	3,050m ³	18,300m ³	セル方式及び サンドイッチ 方式

ウ 埋立計画

三京クリーンランド埋立処分場においては、現在、第2期埋立地に埋立てており、第2期及び第3期

埋立地を合わせて少なくとも令和6年度から74年間程度の埋立容量を確保している。

しかしながら、周辺地域の市街地化等により、今後は最終処分場として適地を取得することは非常に困難なため、ごみの減量やリサイクル事業の推進等により、できる限り排出量を抑制し延命化を図ることが必要である。そこで、粗大ごみの特に嵩張るマットレスやソファを解体選別し、再資源化を平成29年度から実施している。また、折りたたみベッドの解体選別を令和元年度から実施している。

(7) その他

ア 住民に対する指導・啓発活動

今年度、本市が計画する指導・啓発活動は、次のとおりである。

- (ア) 各種講座（公民館・自治会等）での説明（随時）
- (イ) 「リサちゃんニュース」や「広報ながさき」による広報。ごみ減量・リサイクル啓発DVDの貸出
- (ウ) テレビ・ラジオ等によるPR（随時）
- (エ) 施設見学案内（随時）
- (オ) 「長崎市のごみの分け方」の配布（転入者への配布も含む）
- (カ) 「ごみの分別一覧表（50音別）」の配布
- (キ) 小学3、4年生社会科副読本「くらしとリサイクル」の製作・配布（全校）
- (ク) ごみ減量・リサイクル推進功労者表彰式の実施
- (ケ) リサイクル推進員による地域住民への啓発
- (コ) 小中学校におけるリサイクル活動の支援・啓発

イ 処理施設における搬入者指導

平成10年度に実施した処理施設における搬入物検査により、一部の直接搬入ごみに不適正なごみの混入が認められたため、平成11年度から、搬入者に対する処理施設においての指導を強化し、適正なごみの搬入となるよう改善を図っている。

4 し尿処理実施計画

(1) し尿

ア し尿の排出の状況

し尿の令和6年度年間排出見込量は、12,899k lである。

下水道の普及率は、令和4年度は長崎市では94.5%となっている。また、下水道整備については、一定整備が完了しているが、人口減少等によりし尿収集量の減少が見込まれる。

なお、香焼、伊王島、高島地区においては、公共下水道整備は完了済みとなっている。

(ア) 市全体の汲み取りし尿収集状況

(単位：k l)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
汲み取りし尿	17,419	16,269	15,568	14,467	13,555

(イ) 収集区分別のし尿汲み取り収集状況

(単位：k l)

収 集 区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般財団法人 クリーンながさき	11,486	10,760	10,447	9,592	9,072
旧市内許可業者	1,807	1,632	1,440	1,316	1,205
合 併 地 区	4,126	3,877	3,681	3,559	3,278

イ 収集主体

「長崎市（委託）」及び一般廃棄物収集運搬許可業者（8者）

「一般財団法人クリーンながさき」、「(有)川徳」、「(有)マルモ産業」、「(有)野母崎清掃社」、「(株)エコシス」、「(有)三和清掃社」、「琴海清掃(有)」、「(有)ヤマシタ清掃」

ウ 収集回数

原則として月1回とする。（し尿収集料金等の未納がある場合、一時的にし尿収集を停止）

エ 収集区域

(ア) 市が委託して収集運搬する地区

一般財団法人 クリーンながさき	旧長崎市東部地区	木場町
	旧長崎市小櫛地区	神ノ島町1丁目・2丁目・3丁目
	旧長崎市北部地区	横尾1～4丁目
	旧長崎市三重地区	松崎町・三重町・三重田町・樫山町・畦町・三京町・京泊1～3丁目 畝刈町・鳴見町・多以良町・鳴見台1～2丁目・さくらの里1～3丁目・豊洋台1～2丁目
(有)福島清掃	伊王島地区、高島地区	伊王島町1～2丁目、高島町
(有)池島清掃	外海池島地区	池島町

(イ) 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する地区

一般財団法人クリーンながさき		長崎市東部・小湊・北部・三重地区の委託区域及び東長崎・三川・川平地区を除く旧長崎市内
(有)川徳	東長崎地区	(松原町・つつじが丘 1～5 丁目・古賀町・中里町・船石町・平間町・東町・現川町・矢上町・田中町・戸石町・川内町・上戸石町・牧島町・かき道 1～6 丁目・宿町・芒塚町・界 1～2 丁目・網場町・春日町・潮見町)・鶴の尾町
	三川・川平地区	(三川町・川平町・三ツ山町・畦別当町・女の都 1～4 丁目)
(有)マルモ産業	香焼地区	(香焼町)
(有)野母崎清掃社	野母崎地区	(以下宿町・野母崎樺島町・黒浜町・高浜町・南越町・野母町・脇岬町)
(株)エコシス	外海・本土地区	(永田町・上黒崎町・下黒崎町・西出津町・東出津町・新牧野町・赤首町・神浦扇山町・神浦北大中尾町・神浦上大中尾町・神浦下大中尾町・神浦丸尾町・神浦江川町・神浦上道德町・神浦下道德町・神浦口福町・神浦向町・神浦夏井町・上大野町・下大野町)
(有)三和清掃社	三和地区 香焼地区の一部	(蚊焼町・川原町・為石町・椿が丘町・藤田尾町・布巻町・晴海台町・宮崎町・香焼町の一部)
琴海清掃(有)	琴海地区	(琴海尾戸町・琴海大平町・琴海形上町・長浦町・琴海戸根原町・琴海戸根町・琴海村松町・西海町)
(有)ヤマシタ清掃	琴海地区	(琴海尾戸町・琴海大平町・琴海形上町・長浦町・琴海戸根原町・琴海戸根町・琴海村松町・西海町)

オ 処理

旧長崎市地区については長崎半島クリーンセンター及び琴海クリーンセンター、野母崎地区、三和地区、香焼地区、伊王島地区、高島地区については長崎半島クリーンセンター、外海地区及び琴海地区については琴海クリーンセンターで処理する。

(2) 浄化槽汚泥

ア 浄化槽汚泥の排出の状況

浄化槽汚泥の令和 6 年度年間排出見込量は、9, 750 k l である。

市全体のし尿浄化槽汚泥収集状況

(単位：k l)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
浄化槽汚泥	10, 904	10, 580	10, 662	9, 756	9, 813

イ 収集の主体

一般廃棄物収集運搬許可業者 (9 者)

「一般財団法人クリーンながさき」、「(有)マルモ産業」、「(有)福島清掃」、「(有)野母崎清掃社」、「(株)エコシス」、「池島清掃(有)」、「(有)三和清掃社」、「琴海清掃(有)」、「(有)ヤマシタ清掃」

ウ 収集の回数

浄化槽を有する者からの申込みにより随時収集

エ 収集区域

一般財団法人 クリーンながさき	旧長崎市内
(有)マルモ産業	香焼地区
(有)福島清掃	伊王島地区、高島地区
(有)野母崎清掃社	野母崎地区
(株)エコシス	外海・本土地区
池島清掃(有)	外海・池島地区
(有)三和清掃社	三和地区・香焼地区の一部
琴海清掃(有)	琴海地区
(有)ヤマシタ清掃	琴海地区

オ 処理

旧長崎市地区については長崎半島クリーンセンター及び琴海クリーンセンター、野母崎地区、三和地区、香焼地区、伊王島地区、高島地区については長崎半島クリーンセンター、外海地区及び琴海地区については琴海クリーンセンターで処理する。

2 長崎市清掃審議会規則

昭和 40 年 7 月 1 日
規 則 第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和 28 年長崎市条例第 42 号）第 3 条の規定に基づき、長崎市清掃審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 事業者団体を代表する者
- (4) 廃棄物処理・再生事業者
- (5) 市民

3 市長は、前項第 5 号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前 2 項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2 年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

(会議の成立)

第 7 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第 8 条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 9 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(結果報告)

第 10 条 会長は、審議が終わつたときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるものを除くほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

3 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成 6 年 3 月 31 日
条 例 第 3 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 関係者の責務等

第 1 節 市の責務等（第 3 条—第 5 条）

第 2 節 市民の責務（第 6 条）

第 3 節 事業者の責務等（第 7 条—第 13 条）

第 3 章 市の廃棄物処理等（第 14 条—第 21 条）

第 4 章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る手続等（第 22 条—第 25 条の 2）

第 5 章 一般廃棄物処理手数料（第 26 条・第 27 条）

第 6 章 雑則（第 28 条—第 33 条）

第 7 章 罰則（第 34 条・第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好なまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 家庭において生じた廃棄物で次号に規定する事業系廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 資源物 一般廃棄物のうち、古紙、缶、ペットボトルその他の再生利用の対象となる物として市長が別に定めるものをいう。
- (5) 集団回収活動 再生利用の促進のため資源物の回収を行う活動であつて、市民により構成される団体が市内において自主的に実施するものをいう。
- (6) 集団回収登録団体 集団回収活動を行う団体のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものをいう。
- (7) 資源物回収登録事業者 資源物の収集又は運搬を業として行う者のうち、市長が別に定めるところにより、市長の登録を受けたものをいう。

（平 21 条例 10・一部改正）

第 2 章 関係者の責務等

第 1 節 市の責務等

（市の責務）

第 3 条 市は、その施策を通じて、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理において資源物の回収を行い、物品の調達に当たり再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

5 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

6 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（平 24 条例 37・一部改正）

（指導又は助言）

第4条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（一般廃棄物処理計画）

第5条 市長は、法第6条第1項の規定により本市の区域内における一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき、又は一般廃棄物処理計画の重要な変更をしたときは、これを告示するものとする。

第2節 市民の責務

（市民の責務）

第6条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、再生利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収活動その他の再生利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力するよう努めなければならない。

3 市民は、使用後の製品又は包装若しくは容器を回収する等の再生利用を促進するための事業者の自主的な活動に協力するよう努めなければならない。

4 市民は、使い捨ての製品、容器等の使用をなるべく抑制し、商品の購入等に際して、包装が簡素な商品及び容易に再生利用をすることができる商品を積極的に選択するよう努めなければならない。

5 市民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（平21条例10・一部改正）

第3節 事業者の責務等

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

（廃棄物の発生抑制）

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品及び再生利用が容易な製品の開発を行うこと、製品の修理体制を確保すること、製品の再生利用の方法についての情報を提供すること等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、自らが取り扱う商品に係る包装、容器等について、簡素化及び適正化を図るとともに、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う等により、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

（処理困難性の自己評価等）

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

（事業系廃棄物の適正処理）

第10条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（事業系一般廃棄物の処理の基準）

第11条 事業者は、自らその事業系一般廃棄物を処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条又は第4条の2に規定する収集、運搬、処分等の基準に従わなければならない。

（平10条例26・一部改正）

（特定事業用建築物の所有者等の義務）

第12条 事業用建築物で市長が別に定めるもの（以下「特定事業用建築物」という。）の所有者（所有者以外にその特定事業用建築物の全部又は一部の管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者。以下「所有者等」という。）は、当該特定事業用建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量等に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 所有者等は、当該特定事業用建築物から生ずる事業系一般廃棄物を、前項に規定する計画に従って減量するよう努めなければならない。

3 所有者等は、当該特定事業用建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量等に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。

4 特定事業用建築物の占有者は、当該特定事業用建築物の所有者等が行う事業系一般廃棄物の減量等に協力しなければならない。

(勧告)

第13条 市長は、所有者等が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第3章 市の廃棄物処理等

(市の一般廃棄物処理)

第14条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画の範囲内で、事業系一般廃棄物を処理することができる。

(市が収集する一般廃棄物の排出方法)

第15条 市民及び事業者は、市が収集する一般廃棄物（粗大ごみ、し尿、犬猫等の死体その他市長が指定するものを除く。）の排出に当たっては、一般廃棄物処理計画に従って分別し、市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納して、市長が指定する場所（以下「ごみステーション」という。）に排出しなければならない。

2 前項の指定袋により排出し難い場合又は市長が特に必要と認める場合は、市長が指示する方法により排出するものとする。

(平13条例9・追加、平21条例10・一部改正)

(収集又は運搬の禁止等)

第15条の2 市、市長の委託を受けた者及び集団回収登録団体に属する者以外の者は、前条の規定によりごみステーションに排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 集団回収登録団体に属する者及び集団回収登録団体の委託を受けた資源物回収登録事業者以外の者は、当該集団回収登録団体が回収した資源物を集積する場所（当該集団回収登録団体が、市長が別に定めるところにより届け出た場所に限る。）から、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬する者があるときは、その者に対し、その行為の禁止を命ずることができる。

(平21条例10・追加)

(一般廃棄物処理の申出)

第16条 土地又は建物の占有者（占有者がないときは、管理者とする。以下「占有者等」という。）のうち市長が別に定めるものは、市が行う一般廃棄物の処理を受けようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を申し出なければならない。申出事項の変更等をしようとするときも、同様とする。

(平13条例9・旧第15条繰下)

(一般廃棄物の自己搬入)

第17条 自ら一般廃棄物を市が設置する一般廃棄物処理施設に搬入し、その処分を受けようとする者（以下「搬入者」という。）は、あらかじめ、市長に申請しなければならない。

2 搬入者は、市長が別に定める基準に従い、一般廃棄物を搬入しなければならない。

3 市長は、搬入者が第1項の規定による申請をしないとき、又は前項の基準に従わないときは、一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(平13条例9・旧第16条繰下・一部改正)

(計画遵守義務等)

第18条 占有者等は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を適正に分別し、所定の日時及び場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(平13条例9・旧第17条繰下)

(排出禁止物)

第19条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性の物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物（市長が別に定めるものを除く。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる

物

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(平13条例9・旧第18条繰下)

(改善命令等)

第20条 市長は、占有者等が第18条又は前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該占有者等に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、占有者等が前条第1項の規定に違反したときは、当該占有者等に対し、その一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(平13条例9・旧第19条繰下・一部改正)

(家庭系廃棄物の自己処理の方法)

第21条 占有者等は、その家庭系廃棄物を自ら処理するときは、生活環境の保全上支障のない方法で行わなければならない。

(平13条例9・旧第20条繰下)

第4章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る手続等

(平10条例26・追加、平24条例37・改称)

(対象施設の種類)

第22条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「報告書」という。)の公衆への縦覧及び当該施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者への生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、本市が設置し、又は変更する政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(平10条例26・追加、平13条例9・旧第21条繰下、平24条例37・一部改正)

(縦覧の手続)

第23条 市長は、報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 対象施設の名称、設置場所及び種類
- (2) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (3) 対象施設の能力(対象施設が前条に規定する一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (4) 実施した生活環境影響調査の項目
- (5) 縦覧の場所及び期間
- (6) 意見書の提出先及び提出期限

2 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 環境部
- (2) 生活環境影響調査を実施した地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

3 縦覧の期間は、第1項の告示の日から1月間とする。

4 縦覧に際しては、報告書のほか、対象施設に関する法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

(平10条例26・追加、平13条例9・旧第22条繰下、平23条例20・平27条例56・一部改正)

(意見書の提出手続)

第24条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 環境部
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

2 意見書の提出期限は、前条第3項の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(平10条例26・追加、平13条例9・旧第23条繰下、平23条例20・平27条例56・一部改正)

(環境影響評価との関係)

第24条の2 対象施設の設置又は変更に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

- (1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条の規定による評価書(報告書に相当する内容を有するものに限る。)の公告及び縦覧を経たとき。

- (2) 長崎県環境影響評価条例（平成11年長崎県条例第27号）第23条の規定による評価書（報告書に相当する内容を有するものに限る。）の公告及び縦覧を経たとき。

（平22条例22・追加）

（他の市町村との協議）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書及び第23条第4項に規定する書類の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 対象施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 対象施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 対象施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼすおそれがある周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

（平10条例26・追加、平13条例9・旧第24条繰下・一部改正）

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第25条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）であること。
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者であること。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

（平24条例37・追加）

第5章 一般廃棄物処理手数料

（平10条例26・旧第4章繰下）

（一般廃棄物処理手数料の徴収）

第26条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 一般廃棄物処理手数料は、その都度徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める日に徴収することができる。

（平10条例26・旧第21条繰下、平12条例6・一部改正、平13条例9・旧第25条繰下、平24条例37・一部改正）

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第27条 市長は、特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

（平10条例26・旧第22条繰下、平13条例9・旧第26条繰下）

第6章 雑則

(平10条例26・旧第6章繰下、平12条例6・旧第7章繰上)

(リサイクル推進員)

第28条 市長は、法第5条の8に規定する廃棄物減量等推進員として、リサイクル推進員を委嘱するものとする。

(平14条例24・全改、平15条例38・一部改正)

(廃棄物減量化推進店舗の指定)

第29条 市長は、第8条第2項の規定により廃棄物の発生を抑制し、その減量に協力する店舗を廃棄物減量化推進店舗として指定するものとする。

(平10条例26・旧第25条繰下、平12条例6・旧第29条繰上、平13条例9・旧第28条繰下)

(表彰)

第30条 市長は、廃棄物の減量を推進するための自主的な活動について特に功績があると認める市民又はその団体を表彰するものとする。

(平10条例26・旧第26条繰下、平12条例6・旧第30条繰上、平13条例9・旧第29条繰下)

(報告の徴収)

第31条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(平10条例26・旧第27条繰下、平12条例6・旧第31条繰上、平13条例9・旧第30条繰下、平24条例37・一部改正)

(立入検査)

第32条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(平10条例26・旧第28条繰下、平12条例6・旧第32条繰上、平13条例9・旧第31条繰下)

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平10条例26・旧第29条繰下、平12条例6・旧第33条繰上、平13条例9・旧第32条繰下)

第7章 罰則

(平21条例10・追加)

(罰則)

第34条 第15条の2第3項の規定による市長の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平21条例10・追加)

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の刑を科する。

(平21条例10・追加)

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。

(長崎市一般廃棄物処理手数料条例の廃止)

2 長崎市一般廃棄物処理手数料条例(昭和29年長崎市条例第21号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の規定に基づいて徴収すべきであつた一般廃棄物処理手数料の取扱い)

3 旧条例の規定に基づいて徴収すべきであつた一般廃棄物処理手数料については、前項の規定にかかわらず、なお旧条例の規定の例による。

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置及び特例)

5 平成17年1月4日(以下「6町の編入日」という。)前に香焼町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年香焼町条例第16号)、伊王島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年伊王島町条例第1号)、高島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成9年高島町条例第35号)、野母崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年野母崎町条例第20号)、外海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年外海町条例第10号)又は三和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和54年三和町条例第1号)(以下「各町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例121・追加、平17条例103・一部改正)

- 6 旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町又は旧三和町の区域内において、6町の編入日から平成19年3月31日までの間に収集する粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料については、各町条例の例による。

(平16条例121・追加、平17条例103・一部改正)

- 7 旧高島町の区域内において収集するし尿に係る一般廃棄物処理手数料についての第26条第1項及び別表の規定の適用については、6町の編入日から平成20年3月31日までの間においては、同表中「1,120」とあるのは「210」と、「18リットル」とあるのは「36リットル」と、「400」とあるのは「210」とし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間においては、同表中「1,120」とあるのは「452」と、「400」とあるのは「181」とし、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、同表中「1,120」とあるのは「695」と、「400」とあるのは「258」とする。

(平16条例121・追加、平17条例103・平20条例51・一部改正)

(琴海町の編入に伴う経過措置)

- 8 平成18年1月4日(以下「琴海町の編入日」という。)前に琴海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年琴海町条例第10号。以下「琴海町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例103・追加)

- 9 旧琴海町の区域内において、琴海町の編入日から平成19年3月31日までの間に収集する粗大ごみに係る一般廃棄物処理手数料については、琴海町条例の例による。

(平17条例103・追加)

(伊王島町1丁目、伊王島町2丁目及び池島町の区域内におけるし尿に係る一般廃棄物処理手数料の特例)

- 10 伊王島町1丁目及び伊王島町2丁目の区域内において収集するし尿に係る一般廃棄物処理手数料についての第26条第1項及び別表の規定の適用については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「115」とし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「181」とし、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「258」とする。

(平18条例51・追加、平20条例51・一部改正)

- 11 池島町の区域内において収集するし尿に係る一般廃棄物処理手数料についての第26条第1項及び別表の規定の適用については、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「165」とし、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「181」とし、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、同表中「400」とあるのは「258」とする。

(平18条例51・追加、平20条例51・一部改正)

附 則(平成9年3月28日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第7条の規定による改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて徴収すべきであつた一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年6月19日条例第26号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて徴収すべきであつたし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月27日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条第1項に規定する指定袋の頒布及びこれに伴う手数料の徴収その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて徴収すべきであつたごみに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月29日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に申込みを受ける粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に申込みを受けた粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年6月26日条例第24号）

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年9月26日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第121号）

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成17年10月7日条例第103号）

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第134号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年7月3日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて徴収すべきであつたごみに係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 ごみに係る一般廃棄物処理手数料についての改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第26条第1項及び別表の規定の適用については、この条例の施行の日から平成21年5月31日までの間においては、同表中「140円」とあるのは「120円」と、「600」とあるのは「300」とする。

附 則（平成18年12月28日条例第51号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定に基づいて徴収すべきであつたし尿に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月23日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第6号及び第7号に規定する登録のために必要な手続その他の行為並びに第15条の2第2項に規定する届出は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成22年9月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月11日条例第20号）抄

（施行期日）

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月15日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第54号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に収集、運搬及び処分をする一般廃棄物に係る同日以後に徴収する一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に徴収した一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日条例第56号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月15日条例第57号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に処分をする一般廃棄物に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に処分をした一般廃棄物に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月26日条例第60号）
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第14号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（手数料に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集、運搬及び処分をする一般廃棄物に係る施行日以後に徴収する一般廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に徴収した一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表（第26条関係）

（平9条例2・平10条例26・一部改正、平12条例6・旧別表第1・一部改正、平12条例53・平13条例9・平13条例18・平17条例134・平20条例51・平25条例54・平28条例57・平31条例14・一部改正）

区分			単位	金額
ごみ、粗大ごみ等	収集、運搬及び処分	事業活動に伴って生じたごみ	指定袋1袋につき	146円
		粗大ごみ	1個につき	市長が別に定める品目、重量等の区分に応じ、523円又は1,047円
	処分		1回の搬入につき 10キログラムまで ごとに	62.8円
し尿	収集、運搬及び処分	人頭制	世帯員1人につき1月	1,173円（無臭便槽の場合にあつては、1世帯ごとに便槽1基につき838円を加算して得た額）
		従量制	1回の収集につき18リットルまでごとに	419円
犬猫等の死体	収集、運搬及び処分		1体につき	419円

備考

- 1 人頭制は、簡易水洗式便槽（構造上、便器の使用時に少量の水等の使用を必要とするものをいう。）以外の便槽を使用する一般世帯のうち1月に1回定期収集する場合に適用する。
- 2 従量制は、人頭制を適用する場合以外の場合に適用する。
- 3 「無臭便槽」とは、構造上、し尿収集時等に水の投入を必要とするものをいう。
- 4 一般廃棄物処理手数料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

平成 6 年 5 月 31 日

規 則 第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年長崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例の定めるところによる。

(再生利用の対象となる物)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 2 項第 4 号に規定する再生利用の対象となる物として市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 新聞、雑誌、段ボール等の古紙
- (2) アルミニウム製、スチール製等の空き缶
- (3) ガラス製の空き瓶
- (4) ポリエチレンテレフタレート製の空き瓶（以下「ペットボトル」という。）
- (5) 鍋、釜、やかん及びフライパン
- (6) 古着、古布等の古繊維

(平 21 規則 78・追加、平 24 規則 72・一部改正)

(集団回収登録団体の登録等)

第 2 条の 3 条例第 2 条第 2 項第 6 号に規定する市長の登録を受けようとする者は、集団回収登録団体登録申請書（第 1 号様式。以下この条において「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、内容を審査し、登録を行うことを決定したときは、集団回収登録団体登録通知書（第 1 号様式の 2）により、集団回収登録団体に通知するものとする。
- 3 集団回収登録団体は、第 1 項及びこの項の規定により申請し、及び届け出た内容に変更が生じた場合、又は登録に係る集団回収活動を廃止した場合は、速やかに集団回収登録団体登録／変更／廃止／届出書（第 1 号様式の 3。以下この条において「届出書」という。）により、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、集団回収登録団体が、申請書及び届出書の記載内容と異なる活動を行つた場合その他集団回収活動の趣旨に反すると認められる活動を行つた場合には、集団回収登録団体の登録を取り消すことができる。
- 5 市長は、前項の規定により集団回収登録団体の登録を取り消した場合においては、集団回収登録団体登録取消通知書（第 1 号様式の 4）により、集団回収登録団体に通知するものとする。

(平 21 規則 78・追加)

(資源物回収登録事業者の登録等)

第 2 条の 4 条例第 2 条第 2 項第 7 号に規定する市長の登録を受けようとする者は、資源物回収登録事業者登録申請書（第 1 号様式の 5。以下この条において「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、内容を審査し、登録を行うことを決定したときは、資源物回収登録事業者登録通知書（第 1 号様式の 6）により、資源物回収登録事業者に通知するものとする。
- 3 資源物回収登録事業者は、第 1 項及びこの項の規定により申請し、及び届け出た内容に変更が生じた場合、又は登録に係る資源物の収集若しくは運搬の業を廃止した場合は、速やかに資源物回収登録事業者登録／変更／廃止／届出書（第 1 号様式の 7。以下この条において「届出書」という。）により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、資源物回収登録事業者が、申請書及び届出書の記載内容と異なる活動を行つた場合その他集団回収活動に係る資源物の収集又は運搬の目的を逸脱すると認められる作業を行つた場合には、資源物回収登録事業者の登録を取り消すことができる。
- 5 市長は、前項の規定により資源物回収登録事業者の登録を取り消した場合においては、資源物回収登録事業者登録取消通知書（第 1 号様式の 8）により、資源物回収登録事業者に通知するものとする。

(平 21 規則 78・追加)

(特定事業用建築物)

第 3 条 条例第 12 条第 1 項に規定する市長が定める特定事業用建築物は、次のとおりとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号）第 1 条に規定する特定建築物
- (2) 小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を営むための店舗の用に供される一の建物であつて、その建物内の店舗の用に供される床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの
- (3) その他市長が特に事業系一般廃棄物の減量のために必要と認める建築物

(平 13 規則 60・一部改正)

(廃棄物の減量計画書)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定による事業系一般廃棄物の減量等に関する計画は、毎年 6 月 30 日までに、事業系一般廃棄物減量等計画書（第 1 号様式の 9）により市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める日に提出するものとする。

（平 24 規則 72・一部改正）

（事業系一般廃棄物の廃棄物管理責任者の届出）

第 5 条 条例第 12 条第 3 項の規定による届出は、当該選任又は解任のあつた日から 30 日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者／選任／解任／届（第 2 号様式）により行うものとする。

（平 12 規則 65・一部改正）

（指定袋）

第 5 条の 2 指定袋（条例第 15 条第 1 項に規定する指定袋をいう。以下同じ。）の容量は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭系廃棄物を収納する袋 45 リットル、30 リットル又は 20 リットル
- （2） 事業系一般廃棄物を収納する袋 45 リットル

2 前項に定めるもののほか、指定袋の規格等については、市長が別に定める。

（平 13 規則 72・追加、平 15 規則 2・一部改正）

（ごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬）

第 5 条の 3 条例第 15 条の 2 第 1 項の規定により市が一般廃棄物を収集する日に該当する日にごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬（以下「ごみステーション回収」という。）をしようとする者の属する集団回収登録団体（自治会に限る。以下この条、次条及び第 5 条の 5 において同じ。）は、資源物収集・運搬届出書（第 2 号様式の 2）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出が行われた場合においては、受付印を押した資源物収集・運搬届出書の写しを集団回収登録団体に交付するものとする。

3 集団回収登録団体は、第 1 項又はこの項の規定により届け出た内容に変更が生じた場合、又は届け出た資源物の収集又は運搬を廃止した場合は、速やかに資源物収集・運搬／変更／廃止／届出書（第 2 号様式の 3）により、市長に届け出なければならない。

4 第 2 項の規定により受付印が押された資源物収集・運搬届出書の写しの交付を受けた集団回収登録団体は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） ごみステーション回収を行うことについて、当該ごみステーションを利用する区域に居住する市民の理解を得ること。
- （2） 市が一般廃棄物を収集する前までに集団回収活動に係る作業を終わらせること。
- （3） ごみステーションに排出された資源物を収集又は運搬する作業を、資源物を集積する場所の区域に居住する市民が通常排出するごみステーションのみで行うこと。
- （4） 集団回収活動を行う場合には、第 1 項の資源物収集・運搬届出書に記載された集団回収登録団体名を表示した腕章を着用すること。

（平 21 規則 78・追加、平 24 規則 72・一部改正）

（条例第 15 条の 2 第 2 項の届出の記載事項）

第 5 条の 4 条例第 15 条の 2 第 2 項に規定する資源物を集積する場所の届出は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- （1） 集団回収登録団体の名称並びに当該団体の代表者の住所及び氏名（氏名の記載を自署により行わない場合は、押印すること。）
- （2） 資源物を集積する場所の所在地

（平 21 規則 78・追加）

（資源物回収登録事業者の明示）

第 5 条の 5 資源物回収登録事業者は、集団回収登録団体が回収した資源物を収集し、又は運搬しようとするときは、資源物回収登録事業者である旨を明示しなければならない。

（平 21 規則 78・追加）

（収集・運搬禁止命令）

第 5 条の 6 市長は、条例第 15 条の 2 第 3 項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書（第 2 号様式の 4）により行う。

（平 21 規則 78・追加）

（一般廃棄物処理の申出）

第 6 条 条例第 16 条に規定する市長が定める占有者等は、次のとおりとする。

- （1） 一般廃棄物処理計画に基づき定期収集が実施されている地区（以下「定期収集地区」という。）内
 - ア 同時に 5 戸以上の住宅が建設された場合にあっては、当該住宅の占有者等
 - イ 従業員が 10 人以上の事業所が設置された場合にあっては、当該事業所の管理者
- （2） 定期収集地区外
 - ア 住宅が建設された場合にあっては、当該住宅の占有者等

イ 事業所が設置された場合においては、当該事業所の管理者
(平 13 規則 72・一部改正)
(一般廃棄物の自己搬入)

第 7 条 条例第 17 条第 1 項の規定による申請は、一般廃棄物処理申請書(第 3 号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請を行つた者に対し、一般廃棄物搬入券(第 4 号様式)を交付するものとする。

3 条例第 17 条第 2 項に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画のごみ等の分別の基準に従つて適正に分別し、市長が指定した一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)へ搬入すること。
- (2) 産業廃棄物、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第 1 条第 8 号に定める感染性一般廃棄物及び条例第 19 条第 1 項各号に該当する物を搬入しないこと。
- (3) 運搬車、運搬容器等は、一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れないように、必要な措置を講ずること。
- (4) 処理施設内においては、当該処理施設の管理者の指示に従うこと。
- (5) 前各号に定めるほか、市長が特に定める事項

(平 12 規則 65・平 13 規則 60・平 13 規則 72・平 23 規則 21・平 28 規則 78・一部改正)

(排出禁止物から除かれる廃棄物)

第 8 条 条例第 19 条第 1 項第 5 号に規定する市長が定める特別管理一般廃棄物は、廃電子レンジに含まれるポリクロリネイテッドビフェニルを使用する部品とする。

(平 12 規則 65・平 13 規則 60・平 13 規則 72・一部改正)

(縦覧の期間等)

第 9 条 条例第 23 条第 3 項に規定する縦覧の期間のうち、次に掲げる日においては、縦覧は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 縦覧の時間は、原則として午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。

(平 10 規則 43・追加、平 12 規則 65・平 13 規則 60・平 13 規則 72・平 16 規則 62・一部改正)

(縦覧の手続)

第 10 条 縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(第 5 号様式)に必要な事項を記入しなければならない。

(平 10 規則 43・追加、平 26 規則 10・一部改正)

(縦覧者の遵守事項)

第 11 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦覧に供された書類(以下「縦覧書類」という。)を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 縦覧書類を汚損し、又は毀損しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧の停止若しくは禁止又は縦覧の場所からの退場を命ずることができる。

(平 10 規則 43・追加、平 24 規則 72・一部改正)

(意見書の記載事項)

第 12 条 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(平 10 規則 43・追加)

(粗大ごみの区分等)

第 13 条 条例別表ごみ、粗大ごみ等収集、運搬及び処分粗大ごみの項に規定する市長が別に定める品目、重量等の区分は、別表のとおりとする。

2 市長は、前項の区分に応じ、粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料を納入した者に対し、長崎市粗大ごみ処理ステッカー(第 5 号様式の 2)を交付するものとする。

3 粗大ごみを排出しようとする者は、前項の規定により交付を受けた長崎市粗大ごみ処理ステッカーを、当該粗大ごみに貼付して排出しなければならない。

(平 13 規則 87・追加、平 26 規則 10・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第 14 条 条例第 27 条の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

（平 10 規則 43・旧第 9 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 13 条繰下、平 13 規則 72・一部改正）
（納入通知書等の様式）

第 15 条 一般廃棄物処理手数料の納入通知書及び納入書は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 一般廃棄物処理手数料納入通知書（し尿処理用）、一般廃棄物処理手数料納入通知書（犬猫死体処理用）及び一般廃棄物処理手数料（後納用） 長崎市会計規則（昭和 39 年長崎市規則第 21 号）第 5 号様式の 5 の例による納入通知書
- （2） 一般廃棄物処理手数料納入通知書（口座振替用） 第 8 号様式の 2
- （3） 一般廃棄物処理手数料納入書（粗大ごみ用） 第 9 号様式
- （4） 一般廃棄物処理手数料納入書（現金徴収用） 長崎市会計規則第 4 号様式の 4 の例による納入書（令 6 規則 6・全改）
（搬入処理券）

第 16 条 一般廃棄物の処理のうちごみ、粗大ごみ等の処分を受けようとする者は、搬入の際に、ごみ搬入処理券（第 12 号様式）により一般廃棄物処理手数料を納入しなければならない。

（平 10 規則 43・旧第 11 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・平 13 規則 60・一部改正、平 13 規則 87・旧第 15 条繰下）
（一般廃棄物処理業の許可の申請）

第 17 条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項又は法第 7 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 法第 7 条第 1 項の規定による許可 一般廃棄物収集運搬業許可申請書（第 13 号様式）
- （2） 法第 7 条第 6 項の規定による許可 一般廃棄物処分業許可申請書（第 14 号様式）
- （3） 法第 7 条の 2 第 1 項の規定による許可 / 一般廃棄物収集運搬業 / 一般廃棄物処分業 / 変更許可申請書（第 15 号様式）

（平 10 規則 43・旧第 12 条繰下・一部改正、平 11 規則 65・平 12 規則 65・一部改正、平 13 規則 87・旧第 16 条繰下、平 16 規則 7・一部改正）
（一般廃棄物処理業の許可証の交付）

第 18 条 市長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、当該各号に定める許可証を交付するものとする。

- （1） 法第 7 条第 1 項又は法第 7 条の 2 第 1 項の規定による許可 一般廃棄物収集運搬業許可証（第 16 号様式）
 - （2） 法第 7 条第 6 項又は法第 7 条の 2 第 1 項の規定による許可 一般廃棄物処分業許可証（第 17 号様式）
- （平 10 規則 43・旧第 14 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 18 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・一部改正、平 13 規則 87・旧第 17 条繰下、平 16 規則 7・一部改正）
（一般廃棄物処理施設の許可等の申請等）

第 19 条 法第 8 条第 1 項、法第 9 条第 1 項若しくは法第 9 条の 5 第 1 項の規定による許可、法第 8 条の 2 第 5 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による検査、法第 9 条第 5 項の規定による確認、法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定による認定若しくは法第 9 条の 6 第 1 項の規定による認可を受けようとする者又は法第 9 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは法第 9 条の 7 第 2 項若しくは法第 15 条の 2 の 5 若しくは政令第 5 条の 5 の規定による届出を行おうとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書又は届出書を市長に提出しなければならない。

- （1） 法第 8 条第 1 項の規定による許可 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第 18 号様式）
- （2） 法第 8 条の 2 第 5 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（第 19 号様式）
- （3） 法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による検査 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（第 19 号様式の 2）
- （4） 法第 9 条第 1 項の規定による許可 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第 20 号様式）
- （5） 法第 9 条第 3 項の規定による届出 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第 21 号様式）
- （6） 法第 9 条第 4 項の規定による届出 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書（第 22 号様式）
- （7） 法第 9 条第 5 項の規定による確認 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（第 23 号様式）
- （8） 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定による認定 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書（第 23 号様式の 2）
- （9） 法第 9 条の 5 第 1 項の規定による許可 一般廃棄物処理施設 / 譲受け / 借受け / 許可申請書（第 24 号様式）
- （10） 法第 9 条の 6 第 1 項の規定による認可 / 合併 / 分割 / 認可申請書（第 25 号様式）
- （11） 法第 9 条の 7 第 2 項の規定による届出 相続届出書（第 26 号様式）
- （12） 法第 15 条の 2 の 5 の規定による届出 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（第 26 号様式の 2）
- （13） 政令第 5 条の 5 の規定による届出 一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書（第 26 号様式の 3）

2 市長は、法第8条の2の2第1項の検査を行つたときは、定期検査結果通知書（第26号様式の4）により通知するものとする。

（平13規則60・追加、平13規則87・旧第18条繰下、平16規則7・平23規則21・平24規則72・一部改正）
（一般廃棄物処理施設の許可証等の交付）

第20条 市長は、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証（第27号様式）を交付するものとする。

2 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証（第27号様式の2）を交付するものとする。

（平13規則60・追加、平13規則87・旧第19条繰下、平23規則21・一部改正）
（許可証の再交付）

第21条 第18条の規定による許可証の交付を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第10条の2、第10条の6、第10条の14若しくは第10条の18の規定による許可証の交付を受けた者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）又は前条第1項若しくは省令第12条の5の規定による許可証の交付を受けた者（以下「施設設置者」という。）は、当該交付を受けた許可証を汚損し、毀損し、又は亡失したときは、許可証再交付申請書（第28号様式）を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、許可証を汚損し、又は毀損したときの許可証の再交付の申請をしようとする者は、当該許可証を添えなければならない。

（平10規則43・旧第15条繰下・一部改正、平12規則65・旧第19条繰上・一部改正、平13規則60・旧第18条繰下・一部改正、平13規則87・旧第20条繰下・一部改正、平24規則72・一部改正）
（一般廃棄物処理業の廃止等の届出）

第22条 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物処理業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令第2条の6第1項に定める事項を変更したときは、一般廃棄物処理業／廃止／変更／届出書（第29号様式）を市長に提出しなければならない。

（平10規則43・旧第16条繰下・一部改正、平12規則65・旧第20条繰上・一部改正、平13規則60・旧第19条繰下・一部改正、平13規則87・旧第21条繰下）
（許可証の返還）

第23条 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者及び施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可の期間が経過したとき。

(2) 一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者が事業の全部を廃止したとき、又は施設設置者が処理施設を廃止したとき。

(3) 法第7条の2第1項、法第9条第1項、法第14条の2第1項、法第14条の5第1項又は法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る許可証の交付を受けたとき。

(4) 許可を取り消されたとき。

(5) 許可証を亡失したことにより第21条の規定による許可証の再交付を受けた一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者又は施設設置者が亡失した許可証を発見したとき。

2 一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者が事業の停止を命ぜられたとき、又は施設設置者が処理施設の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返還しなければならない。

（平10規則43・旧第18条繰下、平11規則65・一部改正、平12規則65・旧第22条繰上・一部改正、平13規則60・旧第20条繰下・一部改正、平13規則87・旧第22条繰下・一部改正、平16規則7・平24規則72・一部改正）
（再生利用業の指定の申請等）

第24条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号に規定する指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書（第30号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（第31号様式。以下「指定証」という。）を交付するものとする。この場合において、市長は、同項の指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 指定証の交付を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）が、再生利用個別指定の事業の範囲の変更をしようとするとき（事業の一部の廃止であるときを除く。）は、市長に当該指定の範囲の変更の指定の申請をしなければならない。

4 前項の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書（第32号様式）により行うものとする。

5 第2項の規定は、第3項の事業の範囲の変更の指定について準用する。

（平11規則65・追加、平12規則65・旧第23条繰上・一部改正、平13規則60・旧第21条繰下・一部改正、平13規則87・旧第23条繰下、平24規則72・一部改正）
（再生利用業の指定の基準）

第 25 条 前条第 1 項又は第 3 項に規定する指定を行う場合の基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 再生輸送（再生利用の目的となる廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）を業として行う場合
 - ア 再生利用されることが確実な廃棄物（以下「再生対象廃棄物」という。）の排出事業者からその運搬の委託を直接受ける者であること。
 - イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第 2 条の 2 又は省令第 10 条に規定する基準に適合するものであること。
 - ウ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等再生輸送が営利を目的としないものであること。
 - エ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - オ 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (2) 再生活用（再生利用の目的となる廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）を業として行う場合
 - ア 再生対象廃棄物の排出事業者からその処分の委託を直接受ける者であること。
 - イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第 2 条の 4 又は省令第 10 条の 5 に規定する基準に適合するものであること。
 - ウ 引き取られた再生対象廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
 - エ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等再生活用在営利を目的としないものであること。
 - オ 再生活用の過程において生じる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
 - カ 排出事業者との間で再生対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
 - キ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - ク 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

（平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 24 条繰上、平 13 規則 60・旧第 22 条繰下、平 13 規則 87・旧第 24 条繰下、平 16 規則 7・一部改正）

（再生利用業の廃止の届出等）

第 26 条 再生利用個別指定業者が、その廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用個別指定業廃止届出書（第 33 号様式）に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、事業の範囲の一部の廃止の届出があつたときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

（平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 25 条繰上、平 13 規則 60・旧第 23 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 25 条繰下）（再生利用業に係る変更の届出等）

（再生利用業に係る変更の届出等）

第 27 条 再生利用個別指定業者は、再生利用業に係る次に掲げる事項の変更をしたときは、再生利用個別指定業変更届出書（第 34 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 前項の場合において、指定証の書き換えを必要とするときは、市長は、指定証を書き換えて交付するものとする。

（平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 26 条繰上、平 13 規則 60・旧第 24 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 26 条繰下）

（指定証の再交付）

第 28 条 再生利用個別指定業者は、指定証を汚損し、毀損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定証再交付申請書（第 35 号様式）を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。この場合において、指定証を汚損し、又は毀損したときの指定証の再交付をしようとする者は、当該指定証を添えなければならない。

（平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 27 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 25 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 27 条繰下、平 24 規則 72・一部改正）

（再生利用業の指定の取消し等）

第 29 条 市長は、再生利用個別指定業者が法又はこの規則に違反する行為をしたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 28 条繰上、平 13 規則 60・旧第 26 条繰下、平 13 規則 87・旧第 28 条繰下）

(指定証の返還)

第 30 条 再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

(1) 第 24 条第 5 項の規定により変更の指定を受けたとき。

(2) 指定を取り消されたとき。

(3) 指定証を亡失したことにより第 28 条の規定による指定証の再交付を受けた再生利用個別指定業者が、亡失した指定証を発見したとき。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 29 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 27 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 29 条繰下・一部改正)

(報告)

第 31 条 一般廃棄物処理業者は、毎月の実績を記載し、翌月の 10 日までに、一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(ごみ)(第 36 号様式)、一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(し尿)(第 36 号様式の 2)又は一般廃棄物処分業務実績報告書(第 37 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の認定を受けた者は、省令第 5 条の 5 の 11 の規定により、熱回収報告書(第 37 号様式の 2)を市長に提出しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 19 条繰下・一部改正、平 11 規則 65・旧第 23 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 30 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 28 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 30 条繰下、平 23 規則 21・平 28 規則 78・一部改正)

(身分証明書の携帯)

第 32 条 一般廃棄物処理手数料の徴収に従事する職員は、一般廃棄物処理手数料徴収員証(第 38 号様式)を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 20 条繰下、平 11 規則 65・旧第 24 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 31 条繰上、平 13 規則 60・旧第 29 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 31 条繰下)

(委任)

第 33 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 10 規則 43・旧第 21 条繰下、平 11 規則 65・旧第 25 条繰下、平 12 規則 65・旧第 32 条繰上、平 13 規則 60・旧第 30 条繰下、平 13 規則 87・旧第 32 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

(長崎市一般廃棄物処理手数料条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則(以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(1) 長崎市一般廃棄物処理手数料条例施行規則(昭和 29 年長崎市規則第 16 号)

(2) 長崎市一般廃棄物処理業等に関する規則(平成 5 年長崎市規則第 26 号)

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行前にした旧規則の規定による許可、手続その他の行為は、この規則の相当する規定によつてした許可、手続その他の行為とみなす。

(旧規則の様式の使用)

4 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置及び特例)

5 第 13 条第 3 項の規定は、旧伊王島町、旧外海町又は旧三和町の区域内において平成 17 年 1 月 4 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に収集する粗大ごみについては、適用しない。

(平 16 規則 151・追加)

6 旧香焼町、旧高島町又は旧野母崎町の長が定める様式による粗大ごみ処理ステッカーは、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

(平 16 規則 151・追加)

(琴海町の編入に伴う経過措置)

7 第 13 条第 3 項の規定は、旧琴海町の区域内において平成 18 年 1 月 4 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に収集する粗大ごみについては、適用しない。

(平 17 規則 170・追加)

附 則(平成 9 年 3 月 28 日規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 6 月 19 日規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 65 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 60 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 13 年 5 月 31 日規則第 72 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 5 条の 2 に規定する指定袋の頒布その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 13 年 9 月 18 日規則第 87 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 13 条の規定は、この規則の施行の日以後に収集、運搬及び処分申込みを受ける粗大ごみについて適用し、同日前に収集、運搬及び処分申込みを受けた粗大ごみについては、なお従前の例による。

4 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 15 年 1 月 9 日規則第 2 号）

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 24 日規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 16 年 5 月 31 日規則第 62 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日規則第 151 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 10 日規則第 78 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日規則第 170 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 23 日規則第 67 号）

（施行期日）

1 この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 40 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する間は、改正後の長崎市職員等の旅費に関する条例施行規則、長崎市道路占用規則、

長崎市立学校授業料等徴収規則、長崎市予算規則、長崎市有財産規則、長崎市漁港管理条例施行規則、長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則、長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則、長崎ブリックホール条例施行規則及び長崎市集落排水処理施設条例施行規則中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、改正後の長崎市職員の在勤地内出張旅費に関する規則の規定中「又は副市長」とあるのは「、副市長又は収入役」と読み替えるものとする。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の長崎市職員等の旅費に関する条例施行規則、長崎市道路路占用規則、長崎市立学校授業料等徴収規則、長崎市予算規則、長崎市漁港管理条例施行規則、長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則、長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則、長崎ブリックホール条例施行規則及び長崎市集落排水処理施設条例施行規則に定める様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 20 年 6 月 10 日規則第 77 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 21 年 8 月 13 日規則第 78 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日規則第 21 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日規則第 72 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中グラバー園条例施行規則第 10 条第 1 項第 1 号の改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 2 条中長崎市美容師法施行細則第 1 号様式の改正規定、第 3 条中長崎市理容師法施行細則第 1 号様式の改正規定、第 4 条中長崎市重度心身障害児福祉手当条例施行規則第 3 条第 1 号の改正規定、第 5 条中長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 30 号様式の改正規定（「又は外国人登録証明書」を削る部分に限る。）及び同規則第 32 号様式の改正規定（「又は外国人登録証明書」を削る部分に限る。）、第 6 条中長崎原爆資料館条例施行規則第 17 条第 1 項第 1 号サの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カードを係員に提示し、」に改める部分に限る。）、第 7 条中長崎市索道施設条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号カの改正規定及び同条第 2 項の改正規定（「、外国人登録証明書、老人福祉カード、健康手帳又は割引券を係員に提示しなければならない」を「若しくは在留カード若しくは同項第 2 号に掲げる老人福祉カード若しくは健康手帳を係員に提示し、又は同項第 5 号に掲げる割引券を係員に提示し、若しくは提出しなければならない」に改める部分に限る。）、第 8 条中長崎ペンギン水族館条例施行規則第 8 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 9 条中長崎市永井隆記念館条例施行規則第 11 条第 1 項第 1 号カ及び同条第 2 項の改正規定、第 10 条中長崎市博物館条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号カの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 11 条中長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号オの改正規定及び同項第 5 号の改正規定（「、外国人登録証明書又は」を「若しくは在留カードを係員に提示し、又は同項第 5 号に掲げる」に改める部分に限る。）、第 12 条中出島条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 13 条中長崎市旧居留地建造物条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 14 条中長崎市野口彌太郎記念美術館条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 15 条中長崎市中の茶屋条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 16 条中長崎市歴史民俗資料館条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号オの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「、外国人登録証明書」を「若しくは在留カードを係員に提示し、又は同項第 5 号に掲げる」に改める部分に限る。）、第 17 条中長崎市遠藤周作文学館条例施行規則第 6 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 18 条中長崎市端島見学施設条例施行規則第 10 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。）、第 19 条中長崎市亀山社中記念館条例施行規則第 5 条第 1 項第 1 号クの改正規定及び同条第 3 項の改正規定（「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。） 平成 24 年 7 月 9 日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の長崎市美容師法施行細則、長崎市理容師法施行細則、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則、長崎原爆資料館条例施行規則、長崎ペンギン水族館条例施行規則、長崎市永井隆記念館条例施行規則、長崎市博物館条例施行規則、長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則、出島条例施行規則、長崎市旧居留地建造物条例施行規則、長崎市野口彌太郎記念美術館条例施行規則、長崎市中の茶屋条例施行規則、長崎市歴史民俗資料館条例施行規則、長崎市遠藤周作文学館条例施行規則、長崎市端島見学施設条例施行規則及び長崎市亀山社中記念館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 26 年 1 月 23 日規則第 10 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 10 条の見出しの改正規定並びに第 2 条中長崎市銭座地区コミュニティセンター条例施行規則第 4 条第 2 号及び第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されている第 1 条の規定による改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 5 号様式の 2 による粗大ごみ処理ステッカーは、改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 5 号様式の 2 による粗大ごみ処理ステッカーとみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 47 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1)から(10)まで 略

(11) 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

附 則（平成 28 年 7 月 31 日規則第 78 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 30 年 12 月 13 日規則第 82 号）

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 31 日規則第 62 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 13 日規則第 124 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 3 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 11 日規則第 13 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の次に 1 条を加える改正規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第 13 条の 2 の規定は、この規則の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。）の際現に一般廃棄物処理手数料を滞納している者についても適用する。

附 則（令和 6 年 1 月 30 日規則第 6 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1) 略

(2) 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

別表（第 13 条関係）

（平 13 規則 87・追加、平 26 規則 10・令元規則 62・一部改正）

区分	品目、重量等
523 円に係るもの	ストーブ、ガスコンロ、ミシン（卓上式）、ヒーター、電子レンジ、オーブン、乳母車その他その品目の平均的な大きさ及び重量が、おおむね 1 メートル以下で、かつ、30 キログラム以下のものと市長が定めたもの
1,047 円に係るもの	タンス、ベッド、ステレオ（一式）、鏡台、オルガン、流し台、食器棚その他その品目の平均的な大きさ及び重量が、おおむね 1 メートルを超え 2 メートル未満で、かつ、30 キログラムを超え 60 キログラム未満のものと市長が定めたもの

様式第 1 号～第 38 号省略

5 長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例

平成5年12月24日

条 例 第 3 6 号

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、土地占有者等及び市が一体となつて、ごみの散乱を防止することにより、環境の美化を図るとともに、屋外の公共の場所における喫煙を制限し、もつて快適な生活環境と良好なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民及び観光旅行者その他の滞在者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う、すべての事業者をいう。
- (3) 土地占有者等 土地又は建物の占有者又は管理者をいう。
- (4) 屋外の公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所をいう。
- (5) ポイ捨て ごみをみだりに捨てることをいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。
- (7) 指定容器 特に散乱を防止する必要がある、かつ、再資源化が容易なものとして市長が指定する容器をいう。
- (8) 販売業者 事業者のうち指定容器に収納した商品の小売業を営む者をいう。
- (9) 回収容器 指定容器を回収する容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、ごみの散乱の防止及び屋外の公共の場所における喫煙の制限に関する啓発その他必要な施策（以下単に「施策」という。）を策定し、これを実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、ごみの散乱を防止するための実践活動に参加するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 市民等は、観光地、公園、レクリエーション施設その他の場所において、ごみを生じさせたときは、これを持ち帰ること等により、ごみの散乱を防止するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、ごみの散乱を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者のうち、容器に収納した飲料、たばこ、チューインガム等の散乱するおそれがある商品を製造又は販売する者は、ごみの散乱を防止するための消費者への啓発に努めなければならない。

(販売業者の責務)

第6条 販売業者は、指定容器に収納した商品を販売する場所に回収容器を設置するとともに、その機能が十分に発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(土地占有者等の責務)

第7条 土地占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物内において、ごみの散乱を防止するため、その利用者への啓発その他必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第8条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(喫煙における配慮)

第9条 何人も、屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れを携帯すること等により、たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければならない。

2 何人も、屋外の公共の場所において、喫煙をしないよう努めなければならない。

(ポイ捨て・喫煙禁止地区)

第10条 市長は、特にポイ捨て禁止を重点的に指導し、及び喫煙を禁止する必要があると認められる地区をポイ捨て・喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止地区を指定しようとするときは、当該地区住民の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。

3 市長は、禁止地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による禁止地区の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(喫煙の禁止)

第11条 何人も、禁止地区内の屋外の公共の場所において、喫煙をしてはならない。ただし、土地占有者等が設置する喫煙所においては、この限りでない。

(禁止地区における施策の実施)

第12条 市長は、禁止地区内において、市が実施する施策を重点的に講ずるものとする。

(勧告)

第13条 市長は、禁止地区内において、販売業者が第6条の規定に違反しているときは、当該販売業者に対し、回収容器を設置し、又は当該回収容器を適正に管理すべきことを勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた販売業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

(立入調査等)

第15条 市長は、ごみの散乱又は回収容器の設置状況を調査するため必要があると認めるときは、市長の指定する職員にごみの散乱している土地等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(関係刑罰法規の活用)

第16条 市は、ごみの散乱を防止するため、関係刑罰法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第18条 第14条の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料を科する。

- (1) 第10条第1項の規定により指定した禁止地区において第8条の規定に違反した者
- (2) 第11条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)

- 2 平成17年1月3日までにした香焼町空き缶等の散乱防止及び再資源化の推進に関する条例(平成5年香焼町条例第25号)、伊王島町環境美化条例(平成5年伊王島町条例第12号)、高島町環境美化の推進に関する条例(平成5年高島町条例第19号)、野母崎町環境美化条例(平成5年野母崎町条例第13号)、外海町環境美化の推進に関する条例(平成5年外海町条例第7号)又は三和町環境美化に関する条例(平成5年三和町条例第20号)に違反する行為に対する罰則の適用については、これらの条例の例による。

(琴海町の編入に伴う経過措置)

- 3 平成18年1月3日までにした琴海町環境美化に関する条例(平成5年琴海町条例第19号。以下「琴海町条例」という。)に違反する行為に対する罰則の適用については、琴海町条例の例による。

附 則(平成13年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年9月30日条例第125号)

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

附 則(平成17年10月7日条例第106号)

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 禁止地区の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例施行規則

平成 5 年 12 月 24 日

規 則 第 6 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例（平成 5 年条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定容器)

第 2 条 条例第 2 条第 7 号に規定する市長が指定する容器は、金属製、ガラス製、プラスチック製及び紙製の飲料用の容器とする。

(平 16 規則 152・一部改正)

(禁止地区の告示)

第 3 条 条例第 10 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 禁止地区の名称及び範囲

(2) 禁止地区を指定し、変更し、又は解除する年月日

(勧告書)

第 4 条 条例第 13 条の規定による勧告は、勧告書(第 3 号様式)により行うものとする。

(命令書)

第 5 条 条例第 14 条の規定による命令は、命令書(第 2 号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第 6 条 条例第 15 条第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書(第 3 号様式)とする。

第 7 条 条例第 20 条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員は、当該事務を行うときは、身分証明書（第 4 号様式）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(告知及び弁明の機会の付与)

第 8 条 市長は、条例第 20 条の規定により過料の処分をしようとする場合においては、当該処分の名あて人となるべき者に対し、告知書（第 5 号様式）により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明書（第 6 号様式）による弁明の機会を与えなければならない。

(過料)

第 9 条 市長は、条例第 20 条の規定により過料の処分をするときは、当該処分の名あて人に対し、過料処分通知書(第 7 号様式)を交付するものとする。

2 条例 20 条の規定により科する過料の額は、2,000 円とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 13 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日規則第 152 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 1 月 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市空き缶等の散乱防止及び再資源化の推進に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附 則 (平成 21 年 1 月 26 日規則第 2 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 11 月 26 日規則第 85 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1)から(9)まで 略

(10) 長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例施行規則

様式第 1 号～第 7 号 省略

7 長崎市手数料条例(抜すい)

平成 12 年 3 月 24 日
条 例 第 6 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項の規定に基づき、同法第 227 条の規定により本市が徴収する手数料について、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種類及び額)

第 2 条 手数料（次項に規定するものを除く。）は、別表第 1 のとおりとする。

2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定める事務の手数料は、別表第 2 のとおりとする。

別表第 1 （第 2 条関係）抜粋

手 数 料 の 種 類	区 分	単 位	金 額	手数料の対象事務の 根拠となる法令等
(116) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1 件	円 1万4,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 7 条第 1 項
(117) 一般廃棄物処分業許可申請手数料		1 件	2万2,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項
(118) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料		1 件	1万2,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 1 項
(119) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料		1 件	2万	
(120) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件	13万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項
	上記以外のもの	1 件	11万	
(121) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 4 項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1 件	12万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項
	上記以外のもの	1 件	10万	
(122) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料		1 件	3万3,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項
(123) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料		1 件	2万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 2 項
(124) 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1 件	7万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 5 第 1 項
(125) 一般廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料		1 件	7万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 6 第 1 項
(126) 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料		1 件	3万3,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の 3 の 3 第 1 項
(127) 産業般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料		1 件	2万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の 3 の 3 第 2 項

(128) 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受け許可申請手数料		1 件	7 万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4
(129) 産業廃棄物処理施設設置者の法人合併又は分割認可申請手数料		1 件	7 万	
(130) 使用済自動車の引取業者登録申請手数料		1 件	3,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項
(131) 使用済自動車の引取業者登録更新申請手数料		1 件	3,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項
(132) 使用済自動車のフロン類回収業者登録申請手数料		1 件	5,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項
(133) 使用済自動車のフロン類回収業者登録更新申請手数料		1 件	5,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項

別表第2（第2条関係）抜粋

手数料の種類	区 分	単位	金 額	手数料の対象事務の根拠となる法令等
(27) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1 件	円 8万1,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項
(28) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1 件	7万3,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項
(29) 産業廃棄物処分業許可申請手数料		1 件	10万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項
(30) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		1 件	9万4,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7項
(31) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料		1 件	7万1,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項
(32) 産業廃棄物処分業変更許可申請手数料		1 件	9万2,000	
(33) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料		1 件	8万1,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項
(34) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料		1 件	7万4,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項
(35) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料		1 件	10万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項
(36) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料		1 件	9万5,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項
(37) 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料		1 件	7万2,000	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項
(38) 特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料		1 件	9万5,000	

(39) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件	14万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項
	上記以外のもの	1 件	12万	
(40) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件	13万	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項
	上記以外のもの	1 件	11万	
(41) 使用済自動車の解体業許可申請手数料		1 件	7万8,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項
(42) 使用済自動車の解体業許可更新申請手数料		1 件	7万	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項
(43) 使用済自動車の破砕業許可申請手数料		1 件	8万4,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項
(44) 使用済自動車の破砕業許可更新申請手数料		1 件	7万7,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項
(45) 使用済自動車の破砕業変更許可申請手数料		1 件	6万7,000	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項

8 事業年表

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
明治 6 年		・全町内を区分し各戸前の道路及び民有地の清掃を励行	
明治 8 年		1 月 ・役丁 3 名を使役し清掃に当たらず	
明治 11 年	・長崎区設置	・街路及び溝渠掃除を請負とする ・片淵監獄裏手（片淵町 1 丁目）にて野焼き ・聖徳寺前海岸（井樋の口町）に埋立	
明治 19 年		・じん芥の一部を戸町、金鑓谷に搬出する	
明治 22 年	4 月 ・市制施行	4 月 ・各戸のじん芥収集、街路の牛馬糞取除き及び中溝下水掃除は月 9 回、大溝掃除は年 16 回、特定街路掃除は毎日と定め徳永伝作に請負わす	
明治 25 年		4 月 ・各戸のじん芥収集及び街路掃除は年 93 回、中溝下水掃除は年 83 回と改め、河川掃除は年 3 回とする	
明治 28 年		・風頭山上に焼場新設計画するも地元 の反対により打ち切る	
明治 30 年		7 月 ・金鑓谷埋築計画出願(2,340 円)却下 さる	
明治 31 年		2 月 ・金鑓谷官有地 3,900 坪にじん芥搬出	
明治 33 年	4 月 ・汚物掃除法施行(市政施行都市及び 必要な町村に固有事務として「汚 物」の除去事業が義務付けられる)		
明治 34 年		4 月 ・市外小ヶ倉町字千本松原(小ヶ倉町 1 丁目)に海路じん芥搬出し野焼き を始む。後反対により移転を余儀な くさる	
明治 37 年		4 月 ・じん芥の処理を向う 5 箇年間竹下甚 三郎に請負わせ、同請負人は市外土 井首村字鑑崎(毛井首町)に焼却炉 6 基建設し、焼却を行う	
大正 4 年		4 月 ・浦上山里村大字寺野郷字西の町(松 山町附近)に搬出場(2,700 坪)で野 焼す。藤田伊七郎に年間 24,876 円 で請負わす	
大正 7 年		4 月 ・市外深堀村字野牛島(深堀町 1 丁目) に焼却場設置決定(総工費 165,053 円 5 箇年事業)着手	

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
大正 8 年		10 月 ・ じん芥の処理を市の直営に切替え	
大正 9 年		4 月 ・ 市外深堀村字野牛島じん芥焼却場操業開始	
昭和 17 年	9 月 ・ 長崎市じん芥運搬処分手数料条例 (市条例第 18 号) 制定	9 月 ・ じん芥処理手数料 (1 戸のごみ搬出量 5 kg 未満年額 1 円)	
昭和 20 年	8 月 ・ 原爆落下、被災者救出作業に従事		
昭和 24 年	4 月 ・ 条例一部改正 (1 回の排出量 5 kg 未満月 20 円) 11 月 ・ 機構改革により清掃課及び環境衛生課と分離し、作業課となる。	3 月 ・ 手引車に代わり貨物自動車を使用し始める	
昭和 25 年	4 月 ・ 長崎市じん芥処理手数料条例 (条例第 43 号) ・ 長崎市し尿処理手数料条例 (条例第 11 号) 制定 ・ 作業課の名称を清掃課と変更	4 月 ・ じん芥処理手数料改定 (ごみ 1 回の搬出量 5 kg 未満月 30 円) 7 月 ・ 長崎市茂里町に焼却炉 (処理能力 56.2t/日) 建設に着工 (工費 8,216,936 円) 11 月 ・ 同工竣工	4 月 ・ し尿処理手数料改定 (し尿 36ℓ 20 円) ・ 直営によるし尿汲取作業開始
昭和 27 年	4 月 ・ 長崎市じん芥処理手数料条例及び長崎市し尿処理手数料条例一部改正	4 月 ・ じん芥処理手数料改定 (ごみ 1 回の搬出量 5 kg 未満月 50 円)	4 月 ・ し尿処理手数料改定 (し尿 36ℓ 30 円)
昭和 28 年	12 月 ・ 清掃事業所を茂里町焼却場へ移転	4 月 ・ 茂里町に併設して同能力の焼却炉 (56.2 t / 日) 建設に着工 (工費 10,532,200 円) 9 月 ・ 同上竣工	
昭和 29 年	7 月 ・ 汚物掃除法にかわり清掃法施行 (ごみ処理の主体を、全国の市町村に拡大) ・ 長崎市汚物処理手数料条例 (条例第 21 号) 制定	7 月 ・ じん芥処理手数料改定 (1 月の搬出量 50 kg まで 50 円)	
昭和 30 年		6 月 ・ 特別清掃地域指定さる 12 月 ・ じん芥収集区画 7 区を 6 区に編成替	
昭和 32 年		1 月 ・ 市北部地域に収集地域が拡張され区画編成	

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和 33 年	1 月 ・機構改革により環境衛生課に属していた溝渠清掃班が清掃課へ移管	10 月 ・特別清掃地域へ一部編入（県告示）	
昭和 35 年	2 月 ・事務分掌規程を一部改正 7 月 ・機構改革により溝渠清掃班を環境衛生課害虫係へ移管	1 月 ・繁華街地域に清掃用クラムバッカー車（川西製）を採用 ・じん芥収集 4, 5, 6 区の区域にわたり区画の一部を変更	
昭和 36 年	8 月 ・長崎市汚物処理手数料条例一部改正		2 月 ・し尿汲取許可業者により汲取手数料値上申請（現行 360 30 円を 55 円） ・許可業者汲取停止ストを行う 7 月 ・し尿処理手数料改定 8 月 （360 当り 40 円）
昭和 37 年	1 月 ・清掃課の名称を環境整備課に変更 10 月 ・下水道施設建設のため茂里町事務所を興善町へ移転	1 月 ・長崎市域拡張に伴いごみ収集地域を北部及び南部作業係とする。 4 月 ・長崎市木鉢町 2 丁目 525 番地に焼却場建設（三機式補助通風型、処理能力 150t/日）に着工	
昭和 38 年	2 月 ・茂里町車庫を岩川町へ移転（第 1 期工事） 11 月 ・機構改革により衛生部より分離、清掃部（業務課、作業課）となる	6 月 ・木鉢焼却場（工費 174, 790, 000 円）竣工	5 月 ・し尿汲取許可業者（25 社）より再び汲取手数料値上申請（現行 360 当り 40 円を 55 円） ・企業合同案によるし尿対策協議会を設ける。
昭和 39 年	3 月 ・川口町（旧岩川町）車庫事務所（第 2 期工事）完成		3 月 ・し尿汲取許可業者 19 社（6 社廃業）が企業合同して株式会社長崎衛生公社発足 資 本 金 15, 000, 000 円（市 5, 000, 000 円、業者 10, 000, 000 円） 9 月 ・長崎市茂里町にし尿消化槽（処理能力 100 kℓ/日）着工 ・長崎市築町に有料便所（建坪 8. 4 坪）を建設。12 月完成（工費 2, 230, 000 円）
昭和 40 年	4 月 ・清掃部事務所を庁舎別館 3 階に移転 9 月 ・長崎市清掃審議会を設置 清掃審議会（第 1 回）開催 10 月 ・長崎市汚物処理手数料条例一部改正	2 月 ・特別清掃地域へ一部編入（県告示） ・ポリ袋による収集を検討（立山町、片淵町をテストし好評を受く） 10 月 ・じん芥処理手数料改定（ごみ 1 月の搬出量 50 kg まで 70 円）	10 月 ・し尿処理手数料改定（180 まで 30 円） 12 月 ・株式会社長崎衛生公社 15, 000, 000 円 増 資（市 払 込 5, 000, 000 円、新 資 本 金 30, 000, 000 円）
昭和 41 年	1 月 ・清掃部事務所を別館 4 階に移転	5 月 ・ポリ袋による収集を実施（3 年計画で高部地区 3 万世帯を袋収集に切替える計画）	

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
昭和 42 年	9 月 ・機構改革により、衛生部に所属していた溝渠清掃班を清掃部へ移管 1 部 3 課となる 清掃部 管理課 作業 1 課 (ごみ収集関係) 作業 2 課 (し尿収集)	3 月 ・コンポストプラント、2 箇年計画で建設(ダノ式高速堆肥化処理装置 50t/日、西彼杵郡長与村高田郷)に着工 ・木鉢焼却場ごみ溜ビット完成(工費 14,300,000 円) ・式見焼却炉完成(工費 1,630,000 円) 11 月 ・コンポスト工場完成(総事業費 159,186,461 円) ・東長崎ごみ焼却場(連続燃焼式、処理能力 120 t/24h)を 2 箇年計画で建設に着工(総事業費 187,524,345 円)	3 月 ・茂里町し尿消化槽(3 箇年事業完成)(総工費 129,995,426 円) ・し尿貯留槽完成(工費 2,910,000 円)
昭和 43 年		8 月 ・精霊船運搬の団平船、台風 7 号により損傷を受く 10 月 ・清掃部川口町センター起工 12 月 ・東長崎ごみ焼却場(処理能力 120t/24h)完成	7 月 ・し尿終末処理(海洋投棄)業務を衛生公社から分離 ・投棄船 3 隻を購入(俊洋丸、大洋丸、鵬洋丸) ・新設の海上長崎有限会社(海洋投棄)に委託する ・市内の無許可業者等(当時 8 業者)を統合して長崎衛生事業組合が発足 ・し尿収集は衛生公社を主として特別清掃地域、組合はそれ以外の地域のし尿汲取を行うこととなる 12 月 ・茂里町し尿消化槽(200kℓ/日)を継続事業(2 箇年事業)として着工(工費 329,140,000 円)
昭和 44 年	4 月 ・作業第 2 課の街路清掃業務を作業第 1 課へ移管	4 月 ・ポリ袋収集業務を(44 年度末まで)全市実施することに決定 5 月 ・ごみ収集地区を茂木清掃に委託(茂木、田上、小ヶ倉、土井首、深堀地区)	3 月 ・立山町にし尿固定パイプ(1,165m)を布設 ・松ヶ枝町公衆便所改修 10 月 ・坂本町にし尿固定パイプ(623m)を布設
昭和 45 年		12 月 ・ごみ収集を週 2 回一部実施 ・ごみ収集車(機械式)の導入を行う	1 月 ・茂里町し尿消化槽(200kℓ/日)完成 3 月 ・長崎衛生公社再建の一環として昭和 40 年 10 月以前発生した欠損金 90,000,000 円を市が 3 年計画で助成
昭和 46 年	9 月 ・「清掃法」にかわり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)が施行される	4 月 ・ごみ収集を週 2 回に全市実施し、更にポリ袋による収集がほとんど全市に及ぶ	10 月 ・し尿直営無料化の要求等で衛公労長期ストに入る ・長期ストのため市外、県外から汲取業者の応援を受け、汲取業務を実施 ・し尿緊急処理対策本部を設置

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和 47 年	4 月 ・一般廃棄物処理手数料条例改正	4 月 ・ごみ処理手数料改定 1 世帯 75 kg までの排出量は無料 10 月 ・東長崎ごみ焼却場(処理能力 120 t /24 h)増設工事着工	4 月 ・し尿処理手数料改定、一人当月額 90 円(人頭割料金採用) ・長崎衛生公社の昭和 46 年度末累積赤字(減価償却費・資産損耗費を除く)139,831,000 円の解消のため市が 5 年計画で助成
昭和 48 年	3 月 ・西彼杵郡三重村が長崎市へ編入したのに伴い、三重焼却炉の事務引継を受ける 4 月 ・海洋汚染防止法の改正 し尿の海洋投棄地点が領海基線から 3 海里以遠が 15 海里以遠に変更された。 ・市有墓地の維持管理を管財部へ移管 ・機構改革により、収集、運搬部門の強化を図るため、次長制をしく(作業担当次長) ・ごみ処理施設の維持管理を専門的に分掌させるため、施設課を設置 1 部 4 課となる 管理課 施設課(ごみ処理部門) 作業第 1 課(ごみ収集部門) 作業第 2 課(し尿部門)	8 月 ・東長崎ごみ焼却場(連続燃焼式、処理能力 120 t /24h)完成 10 月 ・ごみの出しかた(排出基準)を制定	4 月 ・直営のし尿汲取担当の茂木、式見地区を長崎衛生公社へ移管 ・直営のし尿汲取りは、三重、横尾地区を担当
昭和 49 年	4 月 ・機構改革によりごみ収集運搬部門を強化するため市内を 2 分し、作業第 1 課、作業第 2 課で分掌することとし、し尿部門は作業第 3 課と名称を変更し、1 部 5 課となった 管理課 施設課(ごみ処理部門) 作業第 1 課(ごみ収集部門) 作業第 2 課(") 作業第 3 課(し尿部門) 7 月 ・不法投棄防止対策の一環として清掃行政協力推進員制度発足(各小学校区に 1 名)	5 月 ・南部清掃センター完成	3 月 ・長崎衛生事業組合(6 業者)が発展解消 4 月 ・6 業者は長崎衛生公社の下請業者となり、し尿汲取担当地区の調整が行われた
昭和 50 年	4 月 ・収集、運搬部門の強化及び処理施設建設の強化を図るため、理事制(2 名)をしいた		

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和 51 年	4 月 ・長崎市一般廃棄物処理手数料条例改正 ・海洋汚染防止法の改正 （し尿の海洋投棄地点が領海基線から 15 海里以遠が 50 海里以遠に変更された）	3 月 ・北部清掃センター完成 4 月 ・ごみ処理手数料改定 ○1 世帯、1 月の排出量が 75 kg をこえる場合、そのこえる量が 50 kg までごとに 130 円 ○処理場にごみを搬入する場合最大積載量が 1,000 kg 以下の車両 1 台につき 300 円 ○1,000 kg をこえ 2,000 kg 以下の車両 1 台につき 900 円 ○2,000 kg をこえ 5,000kg 未満の車両 1 台につき 2,100 円 ○5,000kg 以上の車両 1 台につき当該車両の最大積載量を 1,000 kg で除して得た数に 800 円を乗じて得た額 10 月 ・木鉢焼却場(西工場)「200t/24h×2 基」を 3 箇年計画で着工(総工費 5,700,000,000 円)	3 月 ・長崎衛生公社の昭和 50 年度末累積赤字(減価償却費、資産損耗費を除く)528,017,000 円の解消のため市が 11 年計画で助成 4 月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 180 円 ○従量制 18ℓ当り 90 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 180 円 ○回数料金 1 回当り 200 円 (月 2 回以上汲み取る場合 2 回目から)
昭和 52 年		3 月 ・東長崎車庫完成	
昭和 53 年		4 月 ・ごみの再利用運動発足(当初 8 自治会 2,500 世帯) ・映画「長崎を美しく」第 1 作(16mm カラー 20 分) 3 本制作 6 月 ・東長崎埋立処分地(19,258 m ²)を買収	
昭和 54 年	4 月 ・西工場建設に伴い施設課から 1 工場として分離、1 部 5 課 1 工場となる 清掃部 管理課 施設課 西工場 作業第 1 課 作業第 2 課 作業第 3 課	3 月 ・西工場(処理能力 200 t/24h×2 基連続燃焼式)完成 (木鉢焼却場を西工場として名称を変更) ・川口町清掃センター増改築(1、3、4、5 階)完成 ・映画「長崎を美しく」第 2 作(16mm カラー 20 分) 3 本制作 ・東長崎洗車場完成 8 月 ・三重三京地区に粗大ごみ埋立地を開設することにつき地元と覚書締結 ・東長崎ソフトボール場(夜間照明設備付)完成	
昭和 55 年	4 月 ・長崎市一般廃棄物処理手数料条例改正	3 月 ・木鉢焼却場既存施設の解体撤去 ・コンポスト残渣埋立処分地を買収(2,581 m ²) ・北部車庫(コンポスト工場内)完成 5 月 ・収集用ポリ袋高压から中低压に切替える 7 月 ・東長崎埋立処分地施設整備事業を 2 箇年計画で着工 10 月 ・東部清掃センター起工	2 月 ・長崎衛生公社の昭和 53 年度分赤字 43,567,000 円を市で助成し解消することとした 3 月 ・し尿前処理施設工事完成(工費 87,121,000 円) 4 月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 230 円 ○従量制 18ℓ当り 120 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 230 円

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
		12 月 ・東長崎粗大ごみ埋立地買収 買収面積 48,545 m ²	○回数料金 1 回につき 270 円(月 2 回以上汲取る場合は 2 回目から) 12 月 ・長崎衛生公社仮社屋へ移転 (建設費 89,756,000 円は全額市で助成)
昭和 56 年	8 月 ・長崎市廃棄物処理業等に関する規則制定 ・長崎市一般廃棄物処理手数料条例改正 ・長崎市手数料条例一部改正 一般廃棄物処理業許可申請手数料 2,000 円 一般廃棄物処理業変更許可申請手数料 1,500 円 9 月 ・一般廃棄物処理業の許可制を導入	2 月 ・東長崎洗車場増築完成 3 月 ・コンポスト工場埋立地隣接地を買収 1,690 m ² ・式見焼却場閉鎖し、管財部へ移管 ・東部清掃センター(3,4 階)完成 ・粗大ごみ処理(破砕機)施設完成 (処理能力 20 t/h 三菱ハンマミルブシュレッダ 6060 型) 総事業費 518,634,000 円 4 月 ・ごみ処理手数料納入通知書の手書きを電算化 9 月 ・ごみ処理手数料改定 (1)1 月排出量が 130 kg まで無料 (2)1 月排出量が 130 kg を超えるとその超える量が 10 kg までごとに 80 円 (3)事業所等から排出されるごみで (2)によることが適当でない場合ごみ排出量 10 kg ごとに 80 円 (4)粗大ごみ(申込) 大型のもの 1 個につき 150 円 小型のもの 1 個につき 130 円 (5)市の処理場にごみを搬入する場合 ア 最大積載量が 1,000 kg 以下の車両 1 台につき 600 円 イ 1,000 kg をこえ 2,000 kg 以下の車両 1 台につき 2,000 円 ウ 2,000 kg をこえ 5,000kg 未満の車両 1 台につき 4,600 円 エ 5,000kg 以上の車両 1 台につき当該車両の最大積載量を 1,000 kg で除して得た数に 1,800 円を乗じて得た額 ・ごみ収集を週 2 回から週 3 回収集に切替え、分別収集に移行 燃やせるごみ 週 3 回 燃やせないごみ 週 1 回 粗大ごみ(申込み) 随時 ・週 3 回収集に伴い収集区域を見直し作業班編成を変更 ・長崎市一般廃棄物処理業の許可制を実施 ・廃棄物搬入許可申請制度を導入	3 月 ・中部下水処理場し尿消化槽整備工事完成 100,700,000 円 6 月 ・し尿処理手数料納入通知書の手書きを電算化
昭和 57 年	4 月 ・清掃施設建設を専門的に分掌させるため、清掃施設整備担当の次長を置く	2 月 ・長崎市北部粗大ごみ埋立処分地施設整備事業用地買収 268,307.38 m ² 1,019,691,413 円 12 月 ・市内を 10 分区に分け、68 班体制で収集(粗大ごみを除く)	

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
	7 月 ・ 7. 2 3 長崎大水害発生、災害廃棄物の緊急収集及び処理 11 月 ・ 東長崎ごみ焼却場が施設課から分離改称し、東工場となり、1 部 5 課 2 工場となる 清掃部 清掃管理課 施設課 東工場 西工場 作業第 1 課 作業第 2 課 作業第 3 課	5 月 ・ 東長崎埋立処分地施設整備事業完成（総事業費 1,030,678,985 円） 埋立処分地 埋立面積 40,700 m² 埋立容積 550,000 m³ 汚水処理施設 処理能力 300 m³/日 雨水調整池容積 820 m³ 7 月 ・ 7. 2 3 長崎大水害ごみ処理 (1) 直営による機械車のほか民間の重機とダンプトラックを借り上げて、その組み合わせにより災害ごみを収集 (2) 災害ごみの仮置場として小・中学校の運動場を開放 (3) 県の臨海工業団地(埋立地)を仮投棄場として、搬入されたごみを野焼により減量をはかる 処理量 108,166 m³	7 月 ・ 7. 2 3 長崎大水害し尿処理 (1) リ災世帯のし尿緊急汲取りを行う (2) 孤立地区へは収集車を海上輸送 (3) 陸上処理施設が被災し、運転不能となったので海洋投棄の方法を主眼に処理 処理量 7,856kℓ
昭和 58 年		1 月 ・ 長崎市北部粗大ごみ埋立処分地施設整備事業 5 箇年計画で着工 3 月 ・ 南部清掃センター増改築(3、4 階)完成	11 月 ・ 茂里町清掃センター完成
昭和 59 年	10 月 ・ 機構改革により組織の統廃合をはかり、1 部 3 課 5 センター 2 工場となる 清掃部 清掃管理課 業務課 施設課 東部清掃センター 南部清掃センター 川口清掃センター 北部清掃センター 車両センター 東工場 西工場 11 月 ・ 清掃監督制を廃し、清掃指導員制を制定	7 月 ・ 廃乾電池を有害ごみとして収集	2 月 ・ 長崎衛生公社の昭和 54 年度から昭和 57 年度までの赤字及び女の都仮移転経費 487,619,000 円を市で助成 3 月 ・ 長崎衛生公社が茂里町清掃センターへ移転 4 月 ・ し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 340 円 ○従量制 18ℓ当り 170 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 340 円 ○回数料金 1 回当り 390 円 (月 2 回以上汲み取る場合 2 回目から)
昭和 60 年		6 月 ・ 東工場ごみ焼却施設「150t/24h×2 基」を着工	9 月 ・ 茂里町し尿消化槽(昭和 42 年 3 月建設処理能力 100kℓ/日)解体 12 月 ・ し尿陸上処理施設建設に係る環境アセスメントに着手

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
昭和 61 年	12 月 ・三京クリーンランド埋立処分場建設により 1 部 3 課 5 センター 2 工場 1 処分場となる 清掃管理課 業務課 施設課 東部清掃センター 南部清掃センター 川口清掃センター 北部清掃センター 車両センター 東工場 西工場 三京クリーンランド埋立処分場	12 月 ・三京クリーンランド埋立処分場の第 1 期埋立地完成 (総事業費 7,560,996,033 円) 埋立処分地 埋立面積 64,000 m ² 埋立容積 656,000 m ³ 汚水処理施設 処理能力 400 m ³ /日 雨水調整池容積 121,000 m ³	
昭和 62 年	3 月 ・清掃施設建設を専門的に分掌させるため清掃施設整備担当の次長を廃止 ・清掃施設建設計画を専門的に分掌させるため、清掃施設計画担当の理事を置く	1 月 ・三京クリーンランド埋立処分場供用開始 3 月 ・コンポスト工場(昭和 42 年 11 月建設処理能力 50t/日)廃止 4 月 ・資源物回収活動奨励補助開始 6 月 ・有害ごみとして収集保管中の廃乾電池一部の処分を委託開始	12 月 ・(仮称)長崎市クリーンセンター(し尿処理施設:処理能力 350kl/日)を 4 箇年計画で着工(平成 2 年 10 月完成)
昭和 63 年		3 月 ・東工場完成 (総事業費 7,200,000,000 円) 処理能力 300t/24h(150t/24h×2 基) 連続燃焼式三菱マルチン式	
平成元年	3 月 ・清掃施設建設計画を専門的に分掌させるための、清掃施設計画担当の理事を廃止	4 月 ・消費税法施行によるごみ処理手数料改定 (1) 1 月排出量が 130 kg まで無料 (2) 1 月排出量が 130 kg を超えるとその超える量が 10 kg までごとに 82 円 (3) 事業所等から排出されるごみで(2)によることが適当でない場合ごみ排出量 10 kg ごとに 82 円 (4) 粗大ごみ(申込) 大型のもの 1 個につき 150 円 小型のもの 1 個につき 130 円 (5) 市の処理場にごみを搬入する場合 ア 最大積載量が 1,000 kg 以下の車両 1 台につき 610 円 イ 1,000 kg をこえ 2,000 kg 以下の車両 1 台につき 2,060 円 ウ 2,000 kg をこえ 5,000kg 未満の車両 1 台につき 4,730 円 エ 5,000kg 以上の車両 1 台につき当該車両の最大積載量を 1,000 kg で除して得た数に 1,850 円を乗じて得た額	2 月 ・し尿積替基地を西泊町に移転 4 月 ・消費税法施行によるし尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 350 円 ○従量制 18ℓ 当り 175 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 350 円 ○回数料金 1 回当り 400 円 (月 2 回以上汲み取る場合 2 回目からは)・ 10 月 ・直営によるし尿汲取り業務を廃止し、衛生公社に委託する ・直営による公衆便所清掃を廃止し、民間に委託する

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成 2 年	4 月 ・長崎市手数料規則改正 産業廃棄物処理業許可申請手数料 1 件 73,000 円 産業廃棄物処理業の変更許可申請 手数料 1 件 67,000 円 10 月 ・長崎市クリーンセンター開設に伴い 組織規則の改正 ―― 清掃管理課 ―― 業務課 ―― 施設課 ―― 東部清掃センター ―― 南部清掃センター ―― 川口清掃センター ―― 北部清掃センター ―― 車両センター ―― 東工場 ―― 西工場 ―― 三京クリーンランド ―― 埋立処分場 ―― クリーンセンター	4 月 ・市内を 11 分区に分け、71 班体制で 収集(粗大ごみを除く)	8 月 ・(株)長崎衛生公社へ長期貸付金 (569,372 千円)の債権を放棄する 9 月 ・長崎市一般廃棄物処理手数料条例改 正 (し尿処理手数料) ○人頭制 1 人月額 440 円 ○従量制 18ℓ当り 220 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 440 円 ○回数料金 1 回につき 510 円 (月 2 回以上汲取る場合 2 回目か ら) 10 月 ・し尿海洋投棄を廃止する ・長崎市クリーンセンター完成 総事業費 10,687,519 千円 処理能力 350kℓ/日 全量陸上処理となる
平成 3 年	4 月 ・再生資源の利用の促進に関する法律 (リサイクル法)公布 8 月 ・機構改革により環境事業部に名称変 更し、組織の統廃合をはかり 1 部 2 課 6 センター 2 工場 1 処分場となる ―― 環境事業総務課 ―― 環境業務課 ―― 東部環境事業センター ―― 南部環境事業センター ―― 川口環境事業センター ―― 北部環境事業センター ―― 車両センター ―― 東工場 ―― 西工場 ―― 三京クリーンランド ―― 埋立処分場 ―― クリーンセンター 9 月 ・9.27 台風 19 号による災害廃棄 物の緊急収集及び処理 10 月 ・廃棄物処理法改正(廃棄物の排出抑 制、再生利用等の減量化、自治体、 事業者、国民の責務の強化等)	10 月 ・9.27 台風 19 号災害ごみ処理 (1)直営による機械車のほか、民間の 重機とダンプトラックを借り上げ て災害ごみを収集・運搬 (2)災害ごみの一時集積所を商業高校 跡地、南部下水処理場横空地及び 東工場に設け、収集・運搬の効率 化をはかる (3)三京クリーンランド埋立処分場で 大半を埋立処分し、一部は東工場 で焼却処分 埋立量 58,827 m³ 11 月 ・旧長与コンポスト工場敷地用途廃止 のため、市内泉町に北部車庫起工	9 月 ・民間委託による、し尿脱水ケーキョ ンポスト化を開始 12 月 ・茂里町し尿貯留槽(昭和 42 年 3 月 建設処理能力 100kℓ/日) し尿消化槽(昭和 45 年 1 月建設処 理能力 200kℓ/日)解体
平成 4 年	7 月 ・廃棄物処理法の改正に伴い、長崎市 一般廃棄物処理業等に関する規則 の改正 ・長崎市手数料規則の一部改正	4 月 ・生ごみ堆肥化容器購入補助開始 9 月 ・東工場及び三京クリーンランドに資 源ごみ一時保管場所建設完了 10 月 ・市内約 1 万 3 千世帯のモデル地区で 従来の燃やせないごみの中から空 き缶・空きびんを「資源ごみ」とし て隔週収集	

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
		12 月 ・長崎市手数料条例の一部改正 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 2,000 円 一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 1,500 円 一般廃棄物処分業許可申請手数料 2,000 円 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 1,500 円	
平成 5 年	3 月 ・長崎市一般廃棄物処理業等に関する規則の改正 ・エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（省エネ・リサイクル支援法）公布 8 月 ・8.10 台風 7 号による災害廃棄物の緊急収集及び処理 11 月 ・環境基本法公布	2 月 ・北部車庫完成（管理棟、車庫棟、洗車場棟） 4 月 ・全市一斉に「資源ごみ」の収集を開始（毎週収集） 7 月 ・三京クリーンランド埋立処分場の第 2 期埋立地完成 （総事業費 2,972,365,000 円） 埋立処分地 埋立面積 134,000 m ² 埋立容積 1,748,000 m ³ 汚水処理施設 処理能力 520 m ³ /日 8 月 ・旧北部車庫（旧長与コンポスト工場内）解体 ・8.10 台風 7 号災害ごみ処理 (1) 民間の重機とダンプトラックを借り上げて災害ごみを収集・運搬し、三京クリーンランド埋立処分場で埋立処分した 埋立量 326 m ³ ・旧コンポスト工場敷地を用途廃止し普通財産へ移管 面積 50,832.71 m ² 10 月 ・資源物回収事業奨励補助開始	
平成 6 年	3 月 ・「長崎市一般廃棄物処理手数料条例」を廃止し、「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」制定 4 月 ・長崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定 6 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び同施行規則が施行 12 月 ・環境基本計画閣議決定	6 月 ・ごみ処理手数料改定 (1) 1 月排出量が 130 kg まで無料 (2) 1 月排出量が 130 kg を超えるとその超える量が 10 kg までごとに 100 円 (3) 事業所等から排出されるごみで (2) によることが適当でない場合ごみ排出量 10 kg ごとに 100 円 (4) 粗大ごみ（申込） 1 個につき 270 円 (5) 市の処理場にごみを搬入する場合 ア 最大積載量が 1 トン以下の車両 1 台につき 760 円 イ 1 トンをこえ 2 トン以下の車両 1 台につき 2,530 円 ウ 2 トンをこえ 5 トン未満の車両 1 台につき 5,810 円 エ 5 トン以上の車両 1 台につき当該車両の最大積載量を 1 トンで除して得た数に 2,270 円を乗じて得た額 (6) 犬猫等死体処理手数料 1 体につき 400 円	6 月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人 月額 585 円 ○従量制 180 当り 255 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 510 円 ○回数料金 1 回につき 590 円（月 2 回以上汲取る場合は 2 回目から）

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
		7 月 ・完全週休 2 日制の実施に伴い、燃やせるごみ収集を週 3 回から週 2 回に切替える 燃やせるごみ 週 2 回 燃やせないごみ 週 1 回 資源ごみ 週 1 回 粗大ごみ（申込）随時 有害ごみ 週 1 回 ・東、西工場及び三京クリーンランド埋立処分場を土曜日閉場 8 月 ・廃棄物減量等推進員を委嘱 10 月 ・西工場（処理能力 200 t/24 h ×2 基）施設整備工場を 3 箇年計画で着工	
平成 7 年	6 月 ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）公布	11 月 ・廃棄物減量化推進店舗を指定 12 月 ・東工場灰固定化施設整備事業（総事業費 282,220,000 円）着工	
平成 8 年	4 月 ・長崎市手数料規則改定（産業廃棄物関係） 10 月 ・容器包装リサイクル法に基づき（財）日本容器包装リサイクル協会を指定法人として指定 10 月 ・厚生大臣から本市が、廃棄物減量化のための新たな社会システムの開発に資し、かつ、全国モデルとなる取り組みとして「クリーン・リサイクルタウン」として表彰される	3 月 ・東工場灰固定化施設完成 ・東工場に紙ごみ一時保管所建設 ・機械の老朽化により、くうかん鳥事業（昭和 63 年 2 月開始）を終了 6 月 ・市施設に電動生ごみ処理機を導入（大型機 5 台、小型機 6 台） ・市の処分場に排出された冷蔵庫及びエアコンからフロンガスの回収を開始 10 月 ・市内を 12 分区に分け、72 班体制で収集（粗大ごみを除く） 12 月 ・「長崎市分別収集計画」を策定し、平成 10 年 4 月から「資源ごみ」として、従来の空きかん・空きびんに加えてペットボトルの分別収集を計画	1 月 ・下水道の進捗によるし尿収集量の減少に対応するため、し尿処理事業問題対策会議を設置
平成 9 年	4 月 ・容器包装リサイクル法本格施行（大企業に、ガラス製容器及びペットボトルの再商品化義務付け） 4 月 ・機構改革により環境事業部から環境部となり 1 部 3 課 1 室 6 センター 2 工場 1 処分場となる 環境総務課 環境保全課 環境業務課 リサイクル推進室 東部環境センター 南部環境センター 中央環境センター 北部環境センター 車両センター 東工場 西工場 三京クリーンランド 埋立処分場 クリーンセンター 4 月 ・環境業務課にパトロール班を設置	3 月 ・西工場施設整備工事完成（総事業費 9,998,734,000 円） 4 月 ・消費税法改正によるごみ処理手数料改定 (1) 1 月排出量が 130 kg まで無料 (2) 1 月排出量が 130 kg を超えるとその超える量が 10 kg までごとに 102 円 (3) 事業所等から排出されるごみで (2) によることが適当でない場合ごみ排出量 10 kg ごとに 102 円 8 月 ・北陽町崩壊性地すべり災害ごみ処理 (1) 民間の重機とダンプトラックを借り上げて災害ごみを収集・運搬し、三京クリーンランド埋立処分場、東工場、西工場で処理 処理量 439.6 t 11 月 ・本市のごみ減量化及び再資源化を促進するため「長崎市リサイクル推進協議会」設置	2 月 ・「長崎衛生公社経営安定化事業計画」を策定 4 月 ・機構改革により公衆トイレ 2 1 箇所の維持管理業務を公園緑地課に移管 ・消費税法改正によるし尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人 月額 595 円 ○従量制 180 当り 260 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 520 円 ○回数料金 1 回につき 600 円（月 2 回以上汲取る場合は 2 回目から） ・昭和 49 年 4 月に（株）長崎衛生公社の下請業者として位置付けていた（有）川徳、（有）長崎衛生工業、（有）寿産業に対し、現にし尿収集運搬を行っている地域に限定し、一般廃棄物収集運搬業の許可を与える

年代 \ 事項	一般関係	ごみ処理関係	し尿処理関係
	6月 ・廃棄物処理法改正（リサイクルに係る規制緩和、廃棄物処理業者への規制強化、マニフェスト制度の運用拡大など） 8月 ・北陽町崩壊性地すべり災害による災害廃棄物の緊急収集及び処理	12月 ・ペットボトルの分別収集に備え、東工場及び三京クリーンランド埋立処分場内にストックヤードを建設 建築面積 各 300 m ² 総事業費 東工場 67,696,850 円 三京 51,255,950 円	
平成 10 年	6月 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布 （平成 13 年 4 月からテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて、小売業者と製造業者に、回収や再商品化を義務付ける） 12月 ・廃棄物処理法の改正に基づき全ての産業廃棄物にマニフェストの発行が義務付けられる（施行）	4月 ・全市一斉にペットボトルを「資源ごみ」として収集開始 ・指定法人（財）日本容器包装リサイクル協会と取引及び再商品化業務委託契約締結、ガラスびん及びペットボトルの引き渡し開始 9月 ・長崎市廃棄物適正処理検討委員会を設置 10月 ・「長崎市グリーン購入指針」を策定 ・市内モデル地区にて早朝ごみ収集を実施	
平成 11 年	4月 ・機構改革により環境業務課を廃棄物対策課とし、指導業務を強化 9月 ・長崎市環境基本条例の制定	3月 ・長崎市廃棄物適正処理検討委員会を任務終了により廃止 5月 ・容器包装リサイクル法に基づき「分別収集計画」見直し策定（同法完全施行に対する基本的な方向性などを定める） 8月 ・長崎市廃棄物適正処理推進協議会を設置	
平成 12 年	1月 ・ダイオキシン類対策特別措置法が施行 3月 ・長崎市環境基本計画の策定 4月 ・容器包装リサイクル法完全施行（中小企業者にも容器包装廃棄物の再商品化を義務付け、及びその他の紙、その他のプラスチックも法の対象となる） 4月 ・機構改革により施設整備課を新設し 1 部 4 課 1 室 6 センター 2 工場 1 処分場となる 環境総務課 環境保全課 廃棄物対策課 リサイクル推進室 施設整備課 東部環境センター 南部環境センター 中央環境センター 北部環境センター 車両センター 東工場 西工場 三京クリーンランド 埋立処分場 クリーンセンター	4月 ・西彼杵郡香焼町の可燃ごみを西工場に搬入開始 ・独居老人等ごみ出し援助事業開始 5月 ・長崎市廃棄物対策市民懇話会を設置 12月 ・廃棄物処理法の改正に伴い、長崎手数料条例改正（施設譲渡等の許可申請手数料新設）	4月 ・長崎衛生公社改善検討委員会を設置

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
	6 月 ・循環型社会形成推進基本法公布 ・建設資材リサイクル法公布 ・食品リサイクル法公布 ・グリーン購入法公布 ・廃棄物処理法改正（廃棄物処理施設の譲渡等の許認可制、マニフェスト制度の運用拡大等） ・再生資源利用促進法改正 9 月 ・長崎市環境基本計画推進会議を設置（委員長 市長）		
平成 13 年	3 月 ・長崎市環境基本計画の進行管理計画を策定 ・長崎市役所環境保全率先実行計画を策定、実施 4 月 ・家電リサイクル法施行（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機について、小売業者と製造業者に回収や再商品化を義務付け） 5 月 ・食品リサイクル法施行 10 月 ・ISO14001 取得キックオフ宣言 12 月 ・ながさき市環境都市宣言発表	4 月 ・集団回収補助金改定 4 円/kg → 5 円/kg ・電動生ごみ処理機モニター制度実施 ・民間委託によるグリーンコンポスト事業開始（し尿脱水ケーキに学校給食残渣と剪定樹木を混合し堆肥化） 6 月 ・長崎市廃棄物不法投棄防止連絡協議会を設立 8 月 ・東工場排ガス高度処理施設整備工事を 2 箇年計画で着工 8 月 ・アダプトプログラムの実施要綱である長崎市地域環境美化推進事業実施要綱を制定 9 月 ・不法投棄防止対策として、郵便局と協定を締結 10 月 ・粗大ごみ収集を(株)長崎衛生公社に委託 粗大ごみ処理手数料改定 2 7 0 円 <後納制> ↓ <ステーション収集> 5 0 0 円、1, 0 0 0 円 <前納制><戸別収集> ・廃蛍光管を燃やせないごみから有害ごみへと変更 ・全市域にて古紙類の一部別収集開始 ・市内モデル地区（5%）にてプラスチック製容器包装分別収集を実施 11 月 ・不法投棄防止対策として九州電力と協定を締結 12 月 ・（平成 14 年 2 月からのごみ袋指定・有料化に伴い）長崎市政ごみ減量対策本部を設置	4 月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人 月額 9 3 8 円 ○従量制 180 当り 3 3 5 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 6 7 0 円 ※回数制料金は廃止し、月 2 回の定期収集世帯は従量制へ移行 ・民間委託によるグリーンコンポスト事業開始に伴い、し尿脱水ケーキに学校給食残渣と剪定樹木を混合した堆肥化を開始
平成 14 年	7 月 ・ISO14001 運用開始	1 月 ・ボランティア清掃の実施要綱である長崎市地域清掃支援事業実施要綱を制定 2 月 ・市全域にてごみ袋指定・有料化実施 ・市全域にて古紙類分別収集開始 ・地域環境美化推進事業として 11 の里親と協定を締結 6 月 ・東工場プラスチック製容器包装選別施設建設工事を 1 箇年計画で着工 7 月 ・廃棄物減量等推進員からリサイクル推進員に名称変更	4 月 ・し尿問題検討委員会設置

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
		10 月 ・同モデル地区を 13%まで拡大 11 月 ・同モデル地区を 15%まで拡大	
平成 15 年	2 月 ・ISO14001 認証取得 4 月 ・機構改革により I S O推進室を新設し 1 部 4 課 2 室 6 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 環境総務課 環境保全課 I S O推進室 廃棄物対策課 リサイクル推進室 施設整備課 東部環境センター 南部環境センター 中央環境センター 北部環境センター 車両センター 東工場 西工場 三京クリーンランド 埋立処分場 クリーンセンター	1 月 ・不法投棄防止策として、長崎市タクシー協会と協定を締結 2 月 ・地域環境美化推進事業として 14 の里親と協定を締結 3 月 ・東工場プラスチック製容器包装選別施設建設工事完成 (総事業費 274,903,710 円) ・東工場排ガス高度処理施設整備工事完成 (総事業費 2,909,580,000 円) ・長崎市廃棄物適正処理推進協議会を廃止 6 月 ・市内約 50%の地区(東部地区・南部地区・旧モデル地区)においてプラスチック製容器包装分別収集を本格実施	
平成 16 年	4 月 ・機構改革により車両センター各係がそれぞれ車両センターとなり、1 部 4 課 2 室 8 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 環境総務課 環境保全課 I S O推進室 廃棄物対策課 リサイクル推進室 施設整備課 東部環境センター 南部環境センター 中央環境センター 北部環境センター 中央車両センター 東長崎車両センター 北部車両センター 東工場 西工場 三京クリーンランド 埋立処分場 クリーンセンター	2 月 ・地域環境美化推進事業として 10 の里親と協定を締結 3 月 ・三京リサイクルプラザ建設工事完成 4 月 ・プラスチック製容器包装分別収集を市内全域で開始 7 月 ・東長崎埋立処分地埋め立て終了	
平成 17 年	1 月 ・自動車リサイクル法全面施行(自動車のリサイクル料金を所有者が負担。取引・フロン回収業は登録制、解体・破砕業は許可制)	3 月 ・長崎市リサイクル推進協議会を廃止	1 月 ・市町村合併時におけるしり尿料金 【野母崎・三和】99.7 円/18ℓ 【外海本土】125 円/18ℓ 【香焼町】(人頭 3,000 円/人・月)→335 円/18ℓ 【伊王島】115 円/18ℓ 【池島】165 円/18ℓ

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成 17 年	4 月 ・機構改革により組織の統廃合をはかり 1 部 4 課 1 室 8 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 環境総務課 環境保全課 廃棄物対策課 リサイクル推進室 施設整備課 東部環境センター 南部環境センター 中央環境センター 北部環境センター 中央車両センター 東長崎車両センター 北部車両センター 東工場 西工場 三京クリーンランド 埋立処分場 クリーンセンター	4 月 ・南部 1 区の一部のごみ収集業務を民間業者に委託 ・南部 1 区の一部委託及びごみ量の減少による収集体制の見直し (直営収集 7 2 班から 6 6 班) 6 月 ・長崎市分別収集実施計画策定委員会を設置	【高島（委託）】 一般家庭 1 人につき 210 円 一般家庭以外 360 までごとに 210 円 ＜合併協定＞ 3 年据え置き後 3 年かけて引き上げ、平成 22 年度から長崎市の水準にあわせる H19 人頭 210 円/人 従量 105 円/18ℓ H20 人頭 452 円/人 従量 181 円/18ℓ H21 人頭 695 円/人 従量 258 円/18ℓ H22 人頭 938 円/人 従量 335 円/18ℓ
平成 18 年		4 月 ・東工場土曜日開場 ・ごみ量の減少による収集体制の見直し（直営収集 6 6 班から 5 5 班） 7 月 ・ごみ処理手数料改定 (1) 事業活動に伴って生じたごみ 指定袋 1 袋につき 140 円 (経過措置により平成 21 年 5 月 31 日までは 120 円) (2) 市の処理場にごみを搬入する場合 1 回の搬入につき 100 キログラムまでごとに 600 円 (経過措置により平成 21 年 5 月 31 日までは 300 円) 8 月 ・長崎市分別収集実施計画策定委員会を廃止	1 月 ・市町村合併時におけるし尿料金 【琴海】115.5 円/18ℓ
平成 19 年	4 月 ・機構改革により組織の統廃合をはかり 1 部 4 課 1 室 7 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 環境総務課 環境保全課 廃棄物対策課 リサイクル推進室 施設整備課 東部環境センター 南部環境センター 中央環境センター 北部環境センター 中央車両センター 東長崎車両センター 東工場 西工場 三京クリーンランド 埋立処分場 クリーンセンター	4 月 ・長崎市手数料条例の一部改正 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 14,000 円 一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 12,000 円 一般廃棄物処分業許可申請手数料 22,000 円 一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 20,000 円 ・旧 7 町の粗大ごみの排出方法及び手数料を現長崎市の方法(申し込みによる戸別収集)に統一 ・旧 7 町のごみ収集曜日の変更	4 月 ・長崎衛生公社改善検討プロジェクトチームを設置 ・旧市内民間許可業者に対し、長崎市し尿収集減収補てん補助金の交付開始 ・伊王島及び池島地区を許可から委託に変更 【伊王島】115 円/18ℓ 【池島】165 円/18ℓ 19 年度は据え置き、H20～H22 で段階的に改定 9 月 ・長崎衛生公社改善検討プロジェクトチームによる改革案を策定 10 月 ・旧合併町のし尿料金見直し 【野母崎・三和】(99.7 円)→168 円 【外海本土】(125 円)→180 円 【琴海】(115.5 円)→180 円

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成 20 年	4 月 ・機構改革により組織の統廃合をはかり 1 部 4 課 4 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 - 環境総務課 - 環境保全課 - 廃棄物対策課 - 環境整備課 - 東部環境センター - 中央環境センター - 北部環境センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	3 月 ・旧野母崎町矢戸塵芥焼却場解体撤去 4 月 ・三京クリーンランド埋立処分場土曜日開場 ・南部環境センターの担当地区のすべて及び中央環境センターの一部などのごみ収集業務を民間業者に委託 ・ごみ収集業務の民間委託及び環境センターと車両センターの統廃合に伴う収集体制の見直し（直営収集 5 5 班から 4 4 班） ・中央環境センターにふれあい訪問収集専門班を新設	3 月 ・改革案を受け、長崎衛生公社において早期退職制度実施、41 人早期退職 ・長崎半島クリーンセンター廃止 4 月 【伊王島・池島】 (115 円/18ℓ) →181 円/18ℓ 【高島】 (210 円/人) →452 円/人 (長崎市し尿処理手数料負担軽減補助金支給開始) ・長崎半島クリーンセンターの廃止に伴い、野母崎・三和地区・香焼地区の許可業者がクリーンセンター（茂里町）へ搬入先変更 (長崎市し尿等収集運搬費補助金交付開始)
平成 21 年	3 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正（ごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬の禁止関係） 4 月 ・「長崎市空き缶等の散乱防止及び再資源化の推進に関する条例」及び同施行規則を改正し、「長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例」及び同施行規則の施行 8 月 ・3 月の「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正に伴う同施行規則の改正 10 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（3 月）及び同施行規則（8 月）の施行	2 月 ・旧外海町旧下見揚ごみ焼却場解体撤去 4 月 ・資源ごみの収集品目に鍋、釜、やかん、フライパンを追加 ・合併旧 7 町のごみ分別を現長崎市の方法に統一	2 月 ・長崎衛生公社改善検討プロジェクトチーム（第二次報告策定） 4 月 ・し尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 1,120 円 ○従量制 180 当り 400 円 ○無臭便槽加算 1 基当たり 800 円 【伊王島・池島】 (181 円/18ℓ) →258 円/18ℓ 【高島】 (452 円/人) →695 円/人
平成 22 年	9 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正（環境影響評価との関係を追加）	4 月 ・中央環境センターの担当地区の一部（中央 2 区）のごみ収集業務を民間業者に委託 ・ごみ収集業務の民間委託に伴う収集体制の見直し（直営収集 4 4 班から 3 6 班）	4 月 【伊王島・池島】 (258 円/18ℓ) →400 円/18ℓ 【高島】 (695 円/人) →1,120 円/人 10 月 ・旧合併町のし尿料金見直し 【野母崎・三和】(168 円) →220 円 【外海・琴海】(180 円) →220 円 12 月 ・株式会社長崎衛生公社の民間所有株式(2,000 株、20,000,000 円)を取得し、長崎市が全株式(3,000 株、30,000,000 円)を所有

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
平成 23 年	2 月 ・長崎市第二次環境基本計画策定 4 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則」改正（熱回収施設関係を追加） 8 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正（機構改革）	2 月 ・旧外海町旧池島ごみ焼却場解体撤去 4 月 ・長崎市手数料条例の一部改正 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料 33,000円 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料 20,000円 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請手数料 33,000円 産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定更新申請手数料 20,000円	2 月 ・長崎市合理化事業計画策定
平成 24 年	10 月 ・「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正（一般廃棄物処理施設の技術管理者資格の規定追加）	3 月 ・香焼リサイクルセンタ解体撤去	1 月 ・一般財団法人クリーンながさき設立 3 月 ・長崎衛生公社において希望退職制度実施、32 人希望退職 ・長崎衛生公社解散 ・既存 2 許可業者廃業 ・外海地区衛生施設組合解散（相川処理場、池島処理場への搬入終了） 4 月 ・外海地区衛生施設組合解散に伴い、相川処理場及び池島処理場に搬入していた外海地区の許可業者が琴海クリーンセンターへ搬入先変更 5 月 ・長崎市し尿収集減収補てん補助金交付要綱の廃止
平成 25 年	4 月 ・機構改革により組織の統廃合をはかり 1 部 4 課 3 センター 2 工場 1 処分場となる 環境部 - 環境総務課 - 環境保全課 - 廃棄物対策課 - 環境整備課 - 中央環境センター - 東部環境センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	2 月 ・旧外海町池島ごみ焼却場解体撤去 4 月 ・北部環境センターの担当地区のごみ収集業務を民間業者に委託 ・ごみ収集業務の民間委託及びごみ収集効率化に伴う収集体制の見直し（直営収集 36 班から 22 班） 9 月 ・新たに西工場ごみ焼却施設「120t/24h×2 基」を着工	4 月 ・琴海クリーンセンター休止 ・琴海クリーンセンターの休止に伴い、琴海地区の許可業者がクリーンセンター（茂里町）へ搬入先変更 8 月 ・長崎市環境整備事業協同組合と災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定を締結

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
平成 26 年	4 月 ・機構改革により組織の統合をはかり 1 部 3 課 3 センター 2 工場 1 処分場 となる 環境部 - 環境政策課 - 廃棄物対策課 - 環境整備課 - 中央環境センター - 東部環境センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 - クリーンセンター	4 月 ・消費税法改正によるごみ処理手数料 改定 (1) 市の処理場にごみを搬入する場合 1 回の搬入につき 100 キログラム までごとに 617 円 (2) 粗大ごみ処理手数料 514 円、1,028 円 (3) 事業活動に伴って生じたごみ 指定袋 1 袋につき 144 円 (4) 犬猫等死体処理手数料 1 体につき 411 円 ・中央 A 地区担当者との契約不更新 により、臨時的に直営で収集対応 10 月 ・東長崎埋立処分地廃止	3 月 ・池島し尿処理場解体工事 4 月 ・消費税法改正によるし尿処理手数料 改定 ○人頭制 1 人月額 1,150 円 ○従量制 18ℓ 当り 411 円 ○無臭便槽加算 1 基当り 822 円 ・旧合併町のし尿料金見直し 【野母崎・三和】 (220 円) → 270 円 【外海・琴海】 (220 円) → 270 円
平成 27 年		1 月 ・旧外海町下見揚ごみ焼却場解体撤去 4 月 ・中央 A 地区の委託を再開	
平成 28 年	4 月 ・機構改革により組織の統合をはかり 1 部 3 課 2 センター 2 工場 1 処分場 となる 環境部 - 環境政策課 - 廃棄物対策課 - 環境整備課 - 中央環境センター - 東部環境センター - 東工場 - 西工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場 10 月 ・機構改革により組織の統合をはかり 1 部 3 課 2 センター 1 工場 1 処分場 となる 環境部 - 環境政策課 - 廃棄物対策課 - 環境整備課 - 中央環境センター - 東部環境センター - 東工場 - 三京クリーンランド - 埋立処分場	3 月 ・民間委託によるグリーンコンポスト 事業(し尿脱水ケーキに学校給食残 渣と剪定樹木を混合し堆肥化)を廃 止(学校給食残渣の堆肥化は、引き 続き教育委員会が実施) ・野母崎工場解体撤去 4 月 ・熊本災害ごみ受入れ 7 月 ・「燃やせないごみ」で出していた「プ ラスチック製品」、「ゴム製品」、「革 製品」を「燃やせるごみ」へ分別変 更開始 9 月 ・東工場及び三京クリーンランド埋立 処分場のトラックスケール改修工 事(2 回計量開始) ・西工場(処理能力 120 t/24h×2 基連 続燃焼式)完成(神ノ島町 3 丁目) 10 月 ・西工場余熱利用施設建設着工 ・旧西工場(木鉢町 2 丁目)を廃止 12 月 水銀添加廃製品回収促進業務(環境省 モデル事業)の実施	1 月 ・グリーンコンポスト事業の廃止(3 月)に伴い、し尿脱水ケーキについ て東西工場への搬入による焼却処 分に変更 3 月 ・クリーンセンター(茂里町)を廃止 し、琴海及び長崎半島クリーンセン ターを再稼働 ・クリーンセンターの廃止に伴い、合 併地区の許可業者が琴海又は長崎 半島クリーンセンターへ搬入先変 更 ・クリーンセンターの廃止に伴い、ク リーンながさがが茂里町・三和町・ 田中町タンクの各中継基地へ搬入 先変更 5 月 ・野母崎地区漁業振興補助開始 (平成 32 年度まで)
平成 29 年		2 月 ・伊王島工場解体撤去 ・小型家電の資源物拠点回収を本格実 施 4 月 ・水銀使用廃製品の拠点回収を実施 ・ボタン電池の収集開始 ・三京クリーンランド埋立処分場にて 粗大ごみマッドレス解体本格実施 ・古布(古着)の資源物拠点回収を本 格実施	10 月 ・旧合併町のし尿料金見直し 【野母崎・三和・外海・琴海】 (270 円) → 310 円 ・銭座地区コミュニティーセンター及 び江平地区ふれあいセンター足湯 施設の運営業務を中央総合事務所 総務課へ移管

事項 年代	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し 尿 処 理 関 係
		6 月 ・三京クリーンランド埋立処分場にて粗大ごみソファ解体本格実施 8 月 ・高島地区トラックスケール更新	
平成 30 年		1 月 ・長崎市民神の島プール供用開始 ・三京クリーンランドトラクターショベル購入 3 月 ・西工場余熱供給可能性調査の実施 ・旧高島工場煙突等解体 ・東工場公害防止協定操業期間延長の締結 4 月 ・スプレー缶・カセットボンベの排出方法を変更（穴開けはしない） 5 月 ・雑がみの排出方法を一部変更 11 月 ・スプレー缶・カセットボンベの排出方法を変更（その他の燃やせないごみと袋を分ける）	2 月 ・琴海地区漁業振興補助開始（平成 33 年度まで） 3 月 ・琴海戸根郷公民館周辺整備 ・琴海戸根町農業用水配管整備
令和元年		1 月 ・三京クリーンランドマットレス等解体作業場完成 5 月 ・三京クリーンランド埋立処分場にて折畳ベッド解体実施 8 月 ・長与・時津町ごみ受入れ 9 月 ・佐賀災害ごみ受入れ（～1 1 月） 10 月 ・消費税法改正によるごみ処理手数料改定 (1) 市の処理場にごみを搬入する場合 1 回の搬入につき 10 キログラムまでごとに 62.8 円 (2) 粗大ごみ処理手数料 523 円、1,047 円 (3) 事業活動に伴って生じたごみ 指定袋 1 袋につき 146 円 (4) 犬猫等死体処理手数料 1 体につき 419 円	3 月 ・し尿等の中継基地であったクリーンセンターへの搬入終了 4 月 ・三京クリーンランド（し尿）と南部下水処理場（浄化槽汚泥）の中継タンクを使用開始 10 月 ・消費税法改正によるし尿処理手数料改定 ○人頭制 1 人月額 1,173 円 ○従量制 18ℓ当り 419 円 ○無臭便槽加算 1 基当り 838 円 ・旧合併町のし尿料金見直し 【野母崎・三和・外海・琴海】 (310 円) →315 円
令和 2 年		4 月 ・ごみ収集業務の効率化に伴う収集体制の見直し (直営収集 2 2 班から 2 0 班) 6 月 ・小型家電のピックアップ回収開始	
令和 3 年	3 月 ・長崎市災害廃棄物処理計画策定	4 月 ・三京クリーンランド埋立処分場にてプラスチック製容器包装ごみ搬入車両の誘導業務を民間業者に委託 ・大村市環境センター火災に伴い、大村市のごみ受入れ（～令和 4 年 8 月）	3 月 ・長崎市一般廃棄物処理手数料（し尿）長期滞納者対応事務処理要綱制定 ・高島クリーンセンターを廃止 4 月 ・高島地区で発生するし尿等を海上輸送により長崎半島クリーンセンターへ運搬開始
令和 4 年	2 月 ・長崎市第三次環境基本計画策定 3 月 ・長崎市地球温暖化対策実行計画改訂	3 月 ・中央環境センター移転（川口町→木鉢町 2 丁目）	

年代 \ 事項	一 般 関 係	ご み 処 理 関 係	し り 尿 処 理 関 係
令和 4 年	4 月 ・機構改革により環境政策課内にゼロカーボンシティ推進室を設置し、1 部 3 課 1 室 2 センター 1 工場 1 処分場となる 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室 廃棄物対策課 環境整備課 中央環境センター 東部環境センター 東工場 三京クリーンランド埋立処分場	4 月 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）公布 （製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進） ・中央環境センターの自動車整備工場を廃止し、車検・分解整備業務等を民間業者に委託 ・三京クリーンランド埋立処分場にてポケットコイルマットレス解体実施 9 月 ・新たに東工場ごみ焼却施設「105t/24h×2 基」を着工	
令和 5 年		8 月 ・水平リサイクル「ボトル to ボトル」により再生したペットボトルに水道水を充填した「ながさき水道水」をイベント等で配布開始	
令和 6 年		1 月 ・旧西工場の工場棟関連工事が完成する（R6. 1. 26） 2 月 ・旧西工場の煙突跡地関連工事が完成する（R6. 2. 5） 4 月 ・旧西工場工場棟を整備したストックヤードを小型家電・古布拠点回収の一時保管施設として使用開始 6 月 ・旧西工場煙突跡地に建設した長崎市リユース倉庫きばちにてリユース事業（拡大）を開始	4 月 ・茂里町環境センターの移転に伴い、一般財団法人クリーンながさが旧クリーンセンターへ移転（R6. 4. 1）

清 掃 事 業 概 要 （ 令 和 6 年 度 版 ）

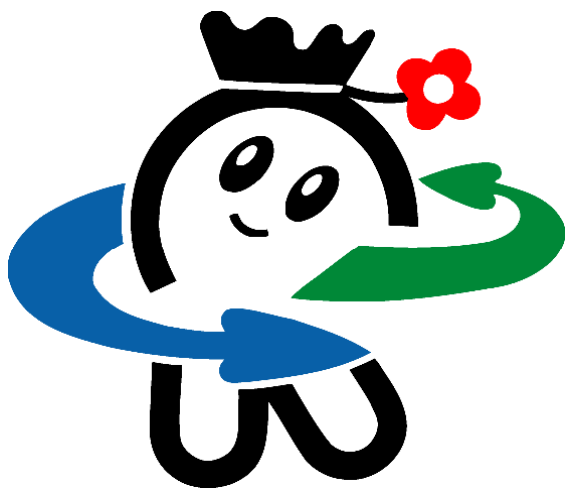
令 和 7 年 2 月 発 行

編 集 長 崎 市 環 境 部 環 境 政 策 課

発 行 〒 8 5 0 - 8 6 8 5 長 崎 市 魚 の 町 4 番 1 号
 T E L 0 9 5 - 8 2 9 - 1 1 5 6
 F A X 0 9 5 - 8 2 9 - 1 2 1 8

長崎市リサイクルイメージキャラクター

「ハローリサちゃん」



ハローリサちゃんは、Recycle
の「R」の体を持ち、上半分でごみ
袋と地球を表しています。
二本の腕はリサイクル運動を喚起
するアクションをとり、地球や資源
に対する温かい気持ちの子どもの
姿をしています。

ごみ減量のプロフェッショナル

「ゲンさん」

ゲンさんは、平成 17 年に関西から
長崎市に転入してきました。
体は、ごみの「G」、ヘルメットに
減量の「減」の文字が光っています。
長崎市が進めるごみ減量に一役買
うことになりました。

